

第 6 3 回 宍粟市議会定例会会議録（第 4 号）

招集年月日 平成 2 7 年 3 月 1 1 日（水曜日）

招集の場所 宍粟市役所議場

開 議 3 月 1 1 日 午前 9 時 3 0 分 宣告（第 4 日）

議 事 日 程

- |         |          |  |
|---------|----------|--|
| 日程第 1   | 第 1 号議案  | 宍粟市教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について                          |
| 日程第 2   | 第 2 号議案  | 宍粟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例の制定について                            |
| 日程第 3   | 第 3 号議案  | 宍粟市組織条例の一部改正について   |
| 日程第 4   | 第 4 号議案  | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について                         |
| 日程第 5   | 第 5 号議案  | 宍粟市行政手続条例の一部改正について   |
| 日程第 6   | 第 7 号議案  | 宍粟市消防団条例の一部改正について  |
| 日程第 7   | 第 8 号議案  | 宍粟市火葬場条例の一部改正について  |
| 日程第 8   | 第 9 号議案  | 宍粟市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について                               |
| 日程第 9   | 第 10 号議案 | 宍粟市介護保険条例の一部改正について   |
|         | 第 11 号議案 | 介護保険法の委任による指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等の基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第 1 0 | 第 12 号議案 | 宍粟市予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正について  |
|         | 第 13 号議案 | 宍粟市少子化対策事業助成条例の一部改正について  |
| 日程第 1 1 | 第 14 号議案 | 宍粟市農業共済条例の一部改正について   |
| 日程第 1 2 | 第 15 号議案 | 宍粟市手数料条例の一部改正について  |
| 日程第 1 3 | 第 16 号議案 | 宍粟市下水道条例の一部改正について  |
| 日程第 1 4 | 第 17 号議案 | 宍粟市診療所使用料及び手数料条例等の一部改正につ   |

いて

- |         |         |   |
|---------|---------|---|
| 日程第 1 5 | 第 18号議案 | 宍粟市立学校設置条例の一部改正について                                 |
|         | 第 19号議案 | 宍粟市立幼稚園設置条例の一部改正について                                |
|         | 第 21号議案 | 波賀町スクールバス設置及び管理条例及び波賀町遠隔地幼児童、生徒通園通学費助成に関する条例の廃止について |
| 日程第 1 6 | 第 20号議案 | 宍粟市青少年問題協議会条例の一部改正について                              |
| 日程第 1 7 | 第 23号議案 | 債権の放棄について   |
| 日程第 1 8 | 第 24号議案 | 旧慣による公有財産の使用権の廃止について                                |
| 日程第 1 9 | 第 25号議案 | 連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結について                             |
| 日程第 2 0 | 第 26号議案 | 過疎地域自立促進計画の変更について                                   |
|         | 第 27号議案 | 辺地に係る総合整備計画の策定について                                  |
| 日程第 2 1 | 第 28号議案 | 農作物危険段階基準共済掛金率の設定について                               |
|         | 第 29号議案 | 平成27年度宍粟市農業共済事業に係る事務費の賦課総額及び賦課単価について                |
| 日程第 2 2 | 第 30号議案 | 市道路線の認定及び廃止について                                     |
| 日程第 2 3 | 第 31号議案 | 平成26年度宍粟市一般会計補正予算（第6号）                              |
|         | 第 32号議案 | 平成26年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）                      |
|         | 第 33号議案 | 平成26年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）                     |
|         | 第 34号議案 | 平成26年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）                        |
|         | 第 35号議案 | 平成26年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第3号）                         |
|         | 第 36号議案 | 平成26年度宍粟市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）                      |
|         | 第 37号議案 | 平成26年度宍粟市農業共済事業特別会計補正予算（第4号）                        |
| 日程第 2 4 | 第 38号議案 | 平成27年度宍粟市一般会計予算                                     |
|         | 第 39号議案 | 平成27年度宍粟市国民健康保険事業特別会計予算                             |
|         | 第 40号議案 | 平成27年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計予算                            |

- 第 41号議案 平成27年度穴粟市鷹巣診療所特別会計予算
- 第 42号議案 平成27年度穴粟市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第 43号議案 平成27年度穴粟市介護保険事業特別会計予算
- 第 44号議案 平成27年度穴粟市下水道事業特別会計予算
- 第 45号議案 平成27年度穴粟市農業集落排水事業特別会計予算
- 第 46号議案 平成27年度穴粟市水道事業特別会計予算
- 第 47号議案 平成27年度穴粟市病院事業特別会計予算
- 第 48号議案 平成27年度穴粟市農業共済事業特別会計予算

日程第 2 5 請願第 1 号 「ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度の創設と身体障害者福祉法上の肝疾患に係る障害認定の基準の緩和を求める意見書」の提出を求める請願

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 第 1号議案 穴粟市教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
- 日程第 2 第 2号議案 穴粟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例の制定について
- 日程第 3 第 3号議案 穴粟市組織条例の一部改正について
- 日程第 4 第 4号議案 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について
- 日程第 5 第 5号議案 穴粟市行政手続条例の一部改正について
- 日程第 6 第 7号議案 穴粟市消防団条例の一部改正について
- 日程第 7 第 8号議案 穴粟市火葬場条例の一部改正について
- 日程第 8 第 9号議案 穴粟市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 第 10号議案 穴粟市介護保険条例の一部改正について
- 第 11号議案 介護保険法の委任による指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等の基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 1 0 第 12号議案 穴粟市予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正について
- 第 13号議案 穴粟市少子化対策事業助成条例の一部改正について

日程第 1 1	第 14号議案	宍粟市農業共済条例の一部改正について
日程第 1 2	第 15号議案	宍粟市手数料条例の一部改正について
日程第 1 3	第 16号議案	宍粟市下水道条例の一部改正について
日程第 1 4	第 17号議案	宍粟市診療所使用料及び手数料条例等の一部改正について
日程第 1 5	第 18号議案	宍粟市立学校設置条例の一部改正について
	第 19号議案	宍粟市立幼稚園設置条例の一部改正について
	第 21号議案	波賀町スクールバス設置及び管理条例及び波賀町遠隔地幼児童、生徒通園通学費助成に関する条例の廃止について
日程第 1 6	第 20号議案	宍粟市青少年問題協議会条例の一部改正について
日程第 1 7	第 23号議案	債権の放棄について
日程第 1 8	第 24号議案	旧慣による公有財産の使用権の廃止について
日程第 1 9	第 25号議案	連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結について
日程第 2 0	第 26号議案	過疎地域自立促進計画の変更について
	第 27号議案	辺地に係る総合整備計画の策定について
日程第 2 1	第 28号議案	農作物危険段階基準共済掛金率の設定について
	第 29号議案	平成27年度宍粟市農業共済事業に係る事務費の賦課総額及び賦課単価について
日程第 2 2	第 30号議案	市道路線の認定及び廃止について
日程第 2 3	第 31号議案	平成26年度宍粟市一般会計補正予算（第6号）
	第 32号議案	平成26年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
	第 33号議案	平成26年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
	第 34号議案	平成26年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
	第 35号議案	平成26年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
	第 36号議案	平成26年度宍粟市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
	第 37号議案	平成26年度宍粟市農業共済事業特別会計補正予算（第3号）

4号)

- 日程第24 第38号議案 平成27年度穴粟市一般会計予算  
第39号議案 平成27年度穴粟市国民健康保険事業特別会計予算  
第40号議案 平成27年度穴粟市国民健康保険診療所特別会計予算  
第41号議案 平成27年度穴粟市鷹巣診療所特別会計予算  
第42号議案 平成27年度穴粟市後期高齢者医療事業特別会計予算  
第43号議案 平成27年度穴粟市介護保険事業特別会計予算  
第44号議案 平成27年度穴粟市下水道事業特別会計予算  
第45号議案 平成27年度穴粟市農業集落排水事業特別会計予算  
第46号議案 平成27年度穴粟市水道事業特別会計予算  
第47号議案 平成27年度穴粟市病院事業特別会計予算  
第48号議案 平成27年度穴粟市農業共済事業特別会計予算

- 日程第25 請願第1号 「ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度の創設と身体障害者福祉法上の肝疾患に係る障害認定の基準の緩和を求める意見書」の提出を求める請願

応招議員(18名)

出席議員(18名)

- |             |             |
|-------------|-------------|
| 1番 鈴木浩之 議員  | 2番 稲田常実 議員  |
| 3番 小林健志 議員  | 4番 伊藤一郎 議員  |
| 5番 飯田吉則 議員  | 6番 大畑利明 議員  |
| 7番 榎橋美恵子 議員 | 8番 西本諭 議員   |
| 9番 秋田裕三 議員  | 10番 藤原正憲 議員 |
| 11番 東豊俊 議員  | 12番 福島斉 議員  |
| 13番 岡前治生 議員 | 14番 山下由美 議員 |
| 15番 林克治 議員  | 16番 実友勉 議員  |
| 17番 高山政信 議員 | 18番 岸本義明 議員 |

欠席議員 なし

職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局長 中村 司 君 書記 前田正人 君

書 記 清 水 圭 子 君 書 記 原 田 涉 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	福 元 晶 三 君	副 市 長	清 水 弘 和 君
教 育 長	西 岡 章 寿 君	参事兼企画総務部長	高 橋 幹 雄 君
会 計 管 理 者	西 川 龍 君	一宮市民局長	落 岩 一 生 君
波賀市民局長	大 島 照 雄 君	千種市民局長	阿 曾 茂 夫 君
まちづくり推進部長	中 岸 芳 和 君	市民生活部長	船 引 英 示 君
健康福祉部長	浅 田 雅 昭 君	産 業 部 長	西 山 大 作 君
農業委員会事務局長	前 田 正 明 君	建 設 部 長	前 川 計 雄 君
教育委員会教育部長	岡 崎 悦 也 君	総合病院事務部長	広 本 栄 三 君

( 午前 9 時 3 0 分 開議 )

議長 ( 岸本義明君 ) おはようございます。

ただいまより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

それでは、日程に入ります。

日程第 1 第 1 号議案

議長 ( 岸本義明君 ) 日程第 1、第 1 号議案、宍粟市教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

本議案は、去る 3 月 2 日の本会議で、総務文教常任委員会に付託していたものであります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、9 番、秋田裕三議員。

総務文教常任委員長 ( 秋田裕三君 ) 3 月 2 日に審査付託のありました、第 1 号議案、宍粟市教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定については、3 月 4 日に、第 19 回総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第 111 条の規定により御報告を申し上げます。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

第 1 号議案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成 27 年 4 月 1 日より施行されることに伴い、現在の教育長の任期満了後、教育委員会の委員長と教育長を一本化した新たな教育長の設置に当たり、職務専念義務に関する規定が追加されたため、一般職の職員の例によることとして、今回、条例を制定するものであります。

審査の結果、賛成多数で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告を申し上げます。

議長 ( 岸本義明君 ) 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

( 「なし」の声あり )

議長 ( 岸本義明君 ) 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わり、討論を行います。

通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、反対者の発言を許します。

13番、岡前治生議員。

13番（岡前治生君） 13番です。第1号議案に対しての反対討論を日本共産党議員団を代表して行います。

この条例は、地方行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴うものであり、賛成することはできません。

その詳しい内容については、また第4号議案の討論で述べたいと思います。

以上で終わります。

議長（岸本義明君） 次に、賛成者の発言を許します。

6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） 6番、大畑です。私は第1号議案、教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務に専念義務の特例に関する条例の制定について、賛成の立場で討論を行います。

本条例の制定につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴いまして、関連する条例を整備するものであり、その内容は妥当と認め賛成をいたします。

議長（岸本義明君） 以上で討論を終わります。

これより、採決を行います。

第1号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

第1号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（岸本義明君） 起立多数であります。

第1号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 第2号議案

議長（岸本義明君） 日程第2、第2号議案、宍粟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例の制定についてを議題といたします。

本議案は、去る3月2日の本会議で、総務文教常任委員会に付託していたものであります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、9番、秋田裕三議員。

総務文教常任委員長（秋田裕三君） 3月2日に審査付託のありました、第2号議案、宍粟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条



例の制定については、3月4日に、第19回総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により御報告をいたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

第2号議案については、平成27年4月から新たに始まる子ども・子育て支援制度において、新たに給付の対象となる幼稚園、保育所、認定こども園等の利用者負担額について、国が定める額を限度として市で定める必要が生じたため、今回、条例を制定するものであります。

審査において、市内の保育所と認定こども園で、利用者負担額に差が生じることは不公平ではないかなどの意見が出ました。

審査の結果、賛成少数で原案を否決すべきものと決しましたので、御報告を申し上げます。

議長（岸本義明君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑は終わります。

これより、討論を行います。

通告がありますので、発言を許可します。

まず、賛成者の発言を許します。

10番、藤原正憲議員。

10番（藤原正憲君） それでは、私は、第2号議案、宍粟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例の制定について、賛成の立場から討論をいたしたいと思っております。

先ほど委員長報告がありましたように、子ども・子育て支援法がこの平成27年の4月から施行されることに伴う関係条例の改正であると思っております。従来から政令で定める額を限度として、いわゆる規則で定めていると申し上げ、賛成討論といたします。

なお、認定こども園との先ほどの保育料の差については、規則であり、この場で申し上げるのはいかなるものかと思っておりますが、私個人的には新たな施設であり、新たな保育料体制もやむを得ないのではないかなど、私はこのように思います。議員各位の御賛同、よろしくお願いをいたします。

次に、反対者の発言を許します。

13番、岡前治生議員。

13番（岡前治生君） 第2号議案に対しての反対討論を日本共産党議員団を代表して行います。

保育料の提出された表を見てみますと、認定こども園のほうが保育所の保育料より軽減率が高い階層もあり、ある意味認定こども園の誘導策ともとれます。しかも、宍粟市は認定こども園を全ての地域において設置し、それを民間委託し、公立の幼稚園・保育所をなくす計画を変更しないと明言しております。

また、保育料は保護者にとっては大変大きな負担であり、規則ではなく、議会の議決が必要な条例で制定すべきであります。

以上で討論を終わります。

議長（岸本義明君） 続いて、6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） 6番、大畑です。私も第2号議案、利用者負担額を定める条例に反対の立場で討論をしたいと思います。

そもそも子ども・子育て支援法の19条第1項の各号に掲げる子どもの施設利用負担額につきましては、同じ認定号級の給付を受ける子どもであれば、施設の違いかかわらず、同水準にすべきということが法律で定めてあります。

しかし、現在提案されています条例及びその額を定める施行規則では、千種認定こども園と他の市内の保育所施設との間に大きな格差がございます。最大で月6,000円の違いか設けてあります。市内にこのような利用負担額に差を設けることは、法律上認められていないというふうに考えます。

また、1号認定の3歳児の幼稚園利用も認めないという中身でございます。このようなことは子ども・子育て支援法の定めにも反しており、反対をするものであります。議員各位の御理解を賜りたいというふうに思います。

以上です。

議長（岸本義明君） 続いて、1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 1番、鈴木です。私も第2号議案の利用者負担額を定める条例の制定について、反対の立場で討論をさせていただきます。

先ほど来ございますように、平成27年4月より子ども・子育て支援法のもと、新たな幼児教育・保育が始まるわけです。ゼロ歳から就学前までの乳幼児、子どもたちを1号、2号、3号というように年齢と保育の必要性等に応じて認定し、その認定によって受けるサービスが決まり、一部所得に応じた応分の受益者負担が生じま

す。

しかし、宍粟市の場合、これに居住地による差が生じます。また、それを容認する形で制度設計、料金設定がなされています。具体的には、月額5,000円で幼児教育を受けられるはずの1号認定の3歳児は、波賀幼稚園または千種の認定こども園以外では幼児教育を受けることが実質できません。また、千種認定こども園の保育料と市内のほかの保育所保育料には同じ認定であっても差が設けられています。

この条例は、その居住地により保育料の差を設けた規則に委任する形の条例です。条例の中に金額がうたわれていれば、議会、住民代表という形の理解による修正も可能ではありますが、今回、規則に委任しているという意味も含めて住民の負担に関する部分を規則に委任する不安定さ、また地域住民の要望が反映されない、また決定過程の不透明さ、これらも含めてこの議案には反対いたします。

議長（岸本義明君） 以上で討論を終わります。

これより採決を行います。

第2号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する総務文教常任委員長の報告は否決であります。

したがいまして、原案について採決いたします。

第2号議案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（岸本義明君） 起立多数であります。

第2号議案は原案のとおり可決されました。

日程第3 第3号議案

議長（岸本義明君） 日程第3、第3号議案、宍粟市組織条例の一部改正についてを議題といたします。

本議案は、去る3月2日の本会議で、総務文教常任委員会に付託していたものであります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、9番、秋田裕三議員。

総務文教常任委員長（秋田裕三君） 3月2日に審査付託のありました、第3号議案、宍粟市組織条例の一部改正については、3月4日に、第19回総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により御報告を申し上げます。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

第3号議案、宍粟市組織条例の一部改正については、教育委員会で所掌しております「人権啓発」及び「スポーツ振興」に関する事務をまちづくり推進部で、健康福祉部で所掌しております「総合相談」「消費者行政」及び「人権施策」に関する事務をまちづくり推進部に移管するものであり、これにより、まちづくりと人づくりをまちづくり推進部で一元化に所掌するものであります。

審査の結果、賛成多数で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告を申し上げます。

議長（岸本義明君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

通告がありますので、順次発言を許可します。

6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） 第3号議案、宍粟市組織条例の一部改正について、反対の立場で討論したいと思います。

この一部改正の中身については、相談業務と大きく教育委員会業務の二つがございます。まず、相談業務につきましては、高齢者をはじめ多くの市民の生活・福祉の安全・安心を支える重要な任務だというふうに認識をいたしております。特に、最近高齢者をねらった振り込め詐欺等が横行いたしておりますし、多重債務問題などで苦しむ多くの市民もあるのは事実でございます。生活再建などを基本に寄り添った相談活動を推進するためにも消費生活センターを含む総合相談業務というのは、本来健康福祉部の中で業務連携することが最も効果を発揮するものというふうに考えます。相談業務の窓口のワンストップサービスという流れに反するものだというふうに考えます。

また、学校と地域社会が連携して進めております人権教育や生涯学習の活動を社会教育と分離をさせるこの案については、人づくりや人権教育を後退をさせるものというふうに思います。したがって、私は本条例は市民サービスの向上や人づくりの観点からの組織再編とは言いがたく反対でございます。

以上です。

続いて、1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 1番、鈴木です。私も第3号議案、宍粟市組織条例の一部改正について、反対の立場で討論をさせていただきます。

今回の組織条例の一部改正では、これまで健康福祉部を中心に北庁舎で行われていた総合相談、消費者行政、人権施策をまちづくり推進部に、また社会教育課が所管していたスポーツ振興等の事務もまちづくり推進部が補助執行するという事務分掌の変更の提案です。

合併後10年が経過し、まだまだ課題はあるとは思いますが、施策の性質等担当課、これが大分市民の方に周知されてきているこのタイミングで、事務分掌を変更することは、今、部署のネーミング、名前も含めて市民にとって、よりわかりやすい行政組織、市民が必要とする情報やサービスに効率的にアクセスできるような行政組織を構築するという地方分権であるとか、基礎自治体の改革の流れに逆行するような改正であります。ということで、これまでどおり総合相談、消費者行政、人権施策を健康福祉部、スポーツ振興等を教育委員会に残すということを求め、反対とさせていただきます。

議長（岸本義明君） 以上で、討論を終わります。

これより、採決を行います。

第3号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

第3号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（岸本義明君） 起立多数であります。

第3号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 第4号議案

議長（岸本義明君） 日程第4、第4号議案、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備についてを議題といたします。

本議案は、去る3月2日の本会議で、総務文教常任委員会に付託していたものであります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、9番、秋田裕三議員。

総務文教常任委員長（秋田裕三君） 3月2日に審査付託のありました、第4号議案、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う

関係条例の整備については、3月4日に、第19回総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により御報告を申し上げます。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

第4号議案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月1日より施行されることに伴い、現在の教育委員会の委員長制度の廃止により設置される新たな教育長の給与・服務等について必要な条例の整備を行うものであり、4条例の一部改正と2条例を廃止するものであります。

審査の結果、賛成多数で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告を申し上げます。

議長（岸本義明君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

通告がありますので、発言を許可します。

13番、岡前治生議員。

13番（岡前治生君） 日本共産党議員団を代表して反対討論を行いたいと思います。

第1号議案でも触れましたけれども、今回の法改正については、教育委員会から委員長のポストをなくし、教育長をトップとするもので、教育長に権限が集中する可能性が危惧されております。また、総合教育会議を市長が招集することにより、教育大綱などを策定することになります。教育の行政からの独立の信頼も危惧されています。このような改正については教育委員会の独立性とあわせて子どもたちへの教育への影響も心配されますので、反対いたします。

議長（岸本義明君） 以上で、討論を終わります。

これより、採決を行います。

第4号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

第4号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（岸本義明君） 起立多数であります。

第4号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 第5号議案

議長（岸本義明君） 日程第5、第5号議案、宍粟市行政手続条例の一部改正についてを議題といたします。

本議案は、去る3月2日の本会議で、総務文教常任委員会に付託していたものであります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、9番、秋田裕三議員。

総務文教常任委員長（秋田裕三君） 3月2日に審査付託のありました、第5号議案、宍粟市行政手続条例の一部改正については、3月4日に、第19回総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により御報告を申し上げます。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

第5号議案については、国民の権利利益の保護の充実を目的とした行政手続法の改正が平成27年4月1日より施行されることに伴い、本条例を根拠とする処分や行政指導について、同じ趣旨の改正を行うものであります。

審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告といたします。

議長（岸本義明君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

これより、討論を行います。本議案に関しましては、発言通告が出ておりませんので、これで討論を終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第5号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第5号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 第7号議案

議長(岸本義明君) 日程第6、第7号議案、宍粟市消防団条例の一部改正についてを議題といたします。

本議案は、去る3月2日の本会議で、総務文教常任委員会に付託していたものがあります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、9番、秋田裕三議員。

総務文教常任委員長(秋田裕三君) 3月2日に審査付託のありました、第7号議案、宍粟市消防団条例の一部改正については、3月4日に、第19回総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により御報告をいたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

第7号議案については、平成25年12月に公布されました「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」を踏まえ、消防団員の処遇の改善のため、団員等報酬の改正を行おうとするものであります。

審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告を申し上げます。

議長(岸本義明君) 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

これより、討論を行います。本議案に関しましては、発言通告が出ておりませんので、これで討論を終了したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。



お諮りします。

第7号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第7号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 第8号議案

議長(岸本義明君) 日程第7、第8号議案、宍粟市火葬場条例の一部改正についてを議題といたします。

本議案は、去る3月2日の本会議で、民生生活常任委員会に付託していたものがあります。

民生生活常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

民生生活常任委員長、4番、伊藤一郎議員。

民生生活常任委員長(伊藤一郎君) 平成27年3月2日に審査付託のありました、第8号議案、宍粟市火葬場条例の一部改正については、3月5日に、第18回民生生活常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第8号議案の主な内容については、動物の収骨火葬は申し出があった場合、全火葬と同料金で対応してきましたが、近年、要望が増加してきたことと、全火葬に比べ手間がかかることから新たに区分を設けるものです。

関係職員に説明を求め、慎重に審査しました結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上です。

議長(岸本義明君) 民生生活常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

これより、討論を行います。本議案に関しましては、発言通告が出ておりませんので、これで討論を終了したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

以上で、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第8号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第8号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 第9号議案

議長(岸本義明君) 日程第8、第9号議案、宍粟市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本議案は、去る3月2日の本会議で、総務文教常任委員会に付託していたものであります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、9番、秋田裕三議員。

総務文教常任委員長(秋田裕三君) 3月2日に審査付託のありました、第9号議案、宍粟市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、3月4日に、第19回総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により御報告を申し上げます。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

第9号議案については、来年度より設置する「地域おこし協力隊員」の報酬額の設定及び「市医・学校医・学校歯科医」の報酬額を、医師会等との協議により、県立高等学校の学校医等の報酬額と同額までに減額し、また、学校薬剤師の報酬額が、近隣市町と比較して安価であったため、増額改定するものであります。

審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告を申し上げます。

議長(岸本義明君) 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

これより、討論を行います。本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第9号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第9号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 第10号議案～第11号議案

議長(岸本義明君) 日程第9、第10号議案、宍粟市介護保険条例の一部改正についてから、第11号議案、介護保険法の委任による指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等の基準を定める条例の一部改正についてまでの2議案を一括議題といたします。

本2議案は、去る3月2日の本会議で、民生生活常任委員会に付託していたものであります。

民生生活常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

民生生活常任委員長、4番、伊藤一郎議員。

民生生活常任委員長(伊藤一郎君) 平成27年3月2日に審査付託のありました、第10号議案、宍粟市介護保険条例の一部改正について及び第11号議案、介護保険法の委任による指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等の基準を定める条例の一部改正についての2議案は、3月5日に、第18回民生生活常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第10号議案についての主な内容については、平成27年度から改定する介護保険料をサービス給付費の必要額を見込み、算出した結果、基準月額を5,900円とし、あわせて所得に応じた区分を現行の6段階から9段階に見直し、所得の低い方については保険料の軽減を実施するものです。また、現行の介護予防の訪問介護と、通所介護が平成29年4月までに新しい総合事業に移行することになっており、条例の施行日を平成29年3月31日までの間、猶予する規定を設けたものであります。

委員からは、介護保険料の増額は市民生活を圧迫するものであり、新しい総合事

業への取り組みを早め、介護予防事業を推進し、介護費用の増額を抑制することを求める意見が出ました。関係職員に説明を求め、慎重に審査しました結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、第11号議案については、第3次地域主権一括法の施行に伴う介護保険法の一部が改正されたことに伴い、指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等の基準を市の条例で定めることとされたもので、国の基準を基本にし、記録の保存期間を5年とすることと、暴力団の排除規定を追加したものを条例で定めるものです。

慎重に審査しました結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議長（岸本義明君） 民生生活常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 1番です。第10号議案の介護保険条例の一部改正、介護保険料のことについて、先ほどの委員長報告の中では経過の説明があったわけなんですけども、これ第6期の計画に基づく給付の総額を算出して、それを頭割りみたいな形で保険料が決まってくるわけなんですけども、一部やっぱり民生の委員の中から大分反対意見が出ているんですけども、その6期の計画に対してどのような審議がされて、この条例の改正という議案まで至ったのか、そのあたりの経緯もちょっと御説明いただきたいんですけども。

4番、伊藤民生生活常任委員長。

民生生活常任委員長（伊藤一郎君） 一般財源からの補填をして料金を下げるべきだという意見が出ましたが、それについては保険の性質からして、やはり保険を支えている人員によって負担すべきではないかという結果になりました。

もう一つの問題は、要介護1・2がこれから市事業のほうへ移行していきます。その間の平成29年までの間にそれをしなければならないという、これも国の法令に基づいたものなんで、それをできるだけ早く市が受けて、負担金をできるだけ早く下げるためにも積立金をしっかり積み立てするような考え方も持たなければならないんじゃないかなという協議を十分にさせていただいたつもりです。

議長（岸本義明君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

第10号議案について、通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、反対者の発言を許します。

14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） 第10号議案、宍粟市介護保険条例の一部改正について、日本共産党議員団を代表して反対討論を行います。

この議案は、今年4月から3年間の介護保険料を現在の基準月額4,950円から5,900円に950円引き上げるものです。介護保険料は高齢者が増加して介護サービスの利用が増えれば高くなります。

現在の公費5割、保険料5割という介護保険の財政的な枠組みでは、高齢者が負担できない高額な保険料を招くことになり限界を迎えています。しかし、国は公費負担の拡大は否定し、サービスの利用制限と利用者負担を増やす方向で進めています。その結果、サービスは低下し、負担も増えるのに介護保険料は高くなるという常識では考えられない事態となっています。そのため多くの自治体では、高齢者の暮らしを守るための取り組みが行われてきました。一般会計からの繰り入れを行って、値上げの抑制を図っている自治体もあります。また、宍粟市では保険料を決める所得段階を国の示しております9段階にしていますが、より細分化して、負担能力に応じた保険料に近づける努力をしている自治体もあります。宍粟市においても市長と健康福祉部が話し合いを行い、介護保険料値上げ抑制のための調査・研究を重ねれば、これほどの値上げをせずに済んだものと考えます。

今年4月から3年間の兵庫県下41市町の県からいただいた介護保険料基準月額データを見ると、今年1月実施の調査なので確定した保険料ではありませんが、宍粟市は41市町中5番目に高い介護保険料となっています。現在の保険料でも払えない人が昨年12月末のデータですが283人もいらっしゃいます。何とか介護保険料は払っても、介護サービスを使うときに利用料がかかるので、必要なサービスの利用を控えている人も多くいらっしゃいます。このような高い保険料を許したら、ますます払えない人やサービスの利用を控えざるを得ない人がふえてしまいます。

以上の理由から反対をいたします。

議長（岸本義明君） 次に、賛成者の発言を許します。

17番、高山政信議員。

17番（高山政信君） 第10号議案、宍粟市介護保険条例の一部改正について、本議案について賛成の立場で討論をいたします。

高齢化の進展とともに介護保険利用者が増加し、当然のことながら保険給付費は

比率して増加してまいります。必要なサービスは確保しつつ、保険料は低く抑えたいとの思いは誰しも思うところがございます。今回の保険料の増額の要因は、要支援、要介護認定者の増加、また介護保険サービスの充実により、利用料の増加が主なものであります。しかし、第6期介護保険事業では、新しい総合事業、一般介護予防事業、また介護予防生活支援事業などの生活支援サービスの体制整備も織り込み、さらなる支援の充実、また低所得者への負担軽減も配慮されております。

今後、ますます高齢化は進んでまいります。今後において住民健診のさらなる推進、いきいき百歳体操のような介護予防の推進、地域包括ケアシステムの構築とともに、地域包括支援センター機能の充実などにより、要支援・要介護者の増加の防止、重度の要支援・要介護者を増やさないう、最大限の努力をしていただくとともに、さらなる保険料の軽減に努めていただくよう、申し伝えらるとともに、議員各位の御賛同を賜りますようお願いを申し上げ、賛成討論といたします。

以上でございます。

議長（岸本義明君） 次に、反対者の発言を許します。

6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） 6番、大畑です。第10号議案、介護保険条例の一部改正に反対の立場で討論をさせていただきます。

私は、保険料の基準月額の見直し、あるいは給付費の見直しという観点から討論させていただきます。

65歳以上の方の第1号保険料、いわゆる基準月額について、ただいまもありましたように、今回第6期の基準月額は5,900円とされました。第5期の段階でこの基準月額は概算見込みで5,570円であったものが、当時全国平均を上回るというところでは、負担が重いというところから減額措置がとられておりました650円の減額が当時されております。今回も同様に、この5,900円というのは全国平均を上回った数字であるというふうに思います。今回950円の高額アップということは、年金生活者等高齢者の生活実態への配慮に欠けているのではないかなというふうに考えます。

また、もう1点、給付費の増額が今回5期から6期へ12%増になり、総額131億円の見込みで積算をされておりますが、この5期の時点で次の6期の保険料の大幅アップが想定をされたはずだというふうに思います。それが想定されているのであれば、この施設サービス費用の抑制を検討すべきだったのではないかなというふうに考えます。

事業計画の討論の段階で、あるいは計画の段階で、この介護サービス給付費の抑制の議論が十分されたどうか疑問に感じ、反対するものであります。

以上です。

議長（岸本義明君） 以上で討論を終わります。

続いて、採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第10号議案を採決いたします。

第10号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

第10号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（岸本義明君） 起立多数であります。

第10号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第11号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第11号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第11号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10 第12号議案～第13号議案

議長（岸本義明君） 日程第10、第12号議案、宍粟市予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正についてから、第13号議案、宍粟市少子化対策事業助成条例の一部改正についてまでの2議案を一括議題といたします。

本2議案は、去る3月2日の本会議で、民生生活常任委員会に付託していたものであります。

民生生活常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

民生生活常任委員長、4番、伊藤一郎議員。

民生生活常任委員長（伊藤一郎君） 平成27年3月2日に審査付託のありました、第12号議案、宍粟市予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正について及び第13号議案、宍粟市少子化対策事業助成条例の一部改正についての2議案は、3月5日に、第18回民生生活常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111

条の規定により報告いたします。

第12号議案については、予防接種健康被害調査委員会は、市が実施した予防接種により健康被害が生じた場合、早急に原因を究明するための委員会で、市の職員も委員に加えるよう龍野健康福祉事務所からの指導と、宍粟市医師会からも要請があり、関係資料を保有する市の職員も委員とする必要があると判断し、条例を改正するものです。

次に、第13号議案については、国の特定不妊治療助成制度改正と整合性を図るために市の条例の一部を改正するもので、主な内容は、通算助成期間を制限なしとするものです。

慎重に審査しました結果、いずれも全会一致で可決すべきものと決しました。

議長（岸本義明君） 民生生活常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。本2議案に関しましては、発言通告が出ておりませんので、これで討論を終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第12号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第12号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第12号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第13号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。



第13号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第13号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11 第14号議案

議長(岸本義明君) 日程第11、第14号議案、宍粟市農業共済条例の一部改正についてを議題といたします。

本議案は、去る3月2日の本会議で、産業建設常任委員会に付託していたものがあります。

産業建設常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長、16番、実友 勉議員。

産業建設常任委員長(実友 勉君) 3月2日に付託のありました、第14号議案、宍粟市農業共済条例の一部改正につきましては、3月3日に、第15回産業建設常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

第14号議案は、農業共済組合模範共済規程例の基準の改正に伴い、園芸施設共済について、施設本体の耐用年数の見直し等による補償の拡充、加入者の選択による補償の拡大、被災施設撤去費用の対象の拡充を行う改正をするものでございます。

審査の結果、第14号議案については、適切と判断し、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告を申し上げます。

議長(岸本義明君) 産業建設常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第14号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第14号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12 第15号議案

議長(岸本義明君) 日程第12、第15号議案、宍粟市手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

本議案は、去る3月2日の本会議で、産業建設常任委員会に付託していたものであります。

産業建設常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長、16番、実友 勉議員。

産業建設常任委員長(実友 勉君) 3月2日に付託のありました、第15号議案、宍粟市手数料条例の一部改正については、3月3日に、第15回産業建設常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

第15号議案は、統合型GISの整備に伴い、地図発行に関する手数料の一部を実情に応じた内容に一部改正するものでございます。

審査の結果、第15号議案については、適切と判断し、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告を申し上げます。

議長(岸本義明君) 産業建設常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第15号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第15号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13 第16号議案

議長(岸本義明君) 日程第13、第16号議案、宍粟市下水道条例の一部改正についてを議題といたします。

本議案は、去る3月2日の本会議で、産業建設常任委員会に付託していたものであります。

産業建設常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長、16番、実友 勉議員。

産業建設常任委員長(実友 勉君) 3月2日に付託のありました、第16号議案、宍粟市下水道条例の一部改正につきましては、3月3日に、第15回産業建設常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

第16号議案は、下水道法施行令の一部改正で除害施設設置基準のカドミウム濃度の数値が変更になったことに伴い、条例においても同基準に改正するものでございます。

なお、現在のところ市内には約250の施設がありますが、該当する施設はございません。

審査の結果、第16号議案については、適切と判断し、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告を申し上げます。

議長(岸本義明君) 産業建設常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。本議案に関しましては、発言通告が出ておりませんので、これで討論を終了したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第16号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第16号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14 第17号議案

議長(岸本義明君) 日程第14、第17号議案、宍粟市診療所使用料及び手数料条例等の一部改正についてを議題といたします。

本議案は、去る3月2日の本会議で、民生生活常任委員会に付託していたものであります。

民生生活常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

民生生活常任委員長、4番、伊藤一郎議員。

民生生活常任委員長(伊藤一郎君) 平成27年3月2日に審査付託のありました、第17号議案、宍粟市診療所使用料及び手数料条例等の一部改正については、3月5日に、第18回民生生活常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

第17号議案の主な内容については、宍粟総合病院の診断書料等料金については、これまで県下でも低額な料金となっていました。病院経営が厳しい状況にあり、経営改善の取り組みの一つとして改正するものです。また、あわせて国保診療所及び夜間応急診療所の料金も改正するものです。

関係職員に説明を求め、慎重に審査しました結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

議長(岸本義明君) 民生生活常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、反対者の発言を許します。

14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） 第17号議案、宍粟市診療所使用料及び手数料条例等の一部改正について、日本共産党議員団を代表して反対討論を行います。

この議案は、今年4月からの診断料、診断書料、証明書料の改正を行うものです。改正理由は、平成14年度から改正されていないということと、病院の経営が厳しいからということでした。赤穂市民病院の料金設定に合わせているそうです。一般健康診断料は、診断書料・診察料を含んで2,160円から診断書料のみを含んで1,080円となりますが、別途診察料・検査料を含めると、おおよそ4,130円程度となるそうで、1,970円程度の値上げになるということです。

また、死体検案料は3,240円の値上げ、普通診断書は540円の値上げ、特殊診断書、死亡届診断書、死体検案書、身障診断書、創傷診断書、後遺症診断書はそれぞれ1,080円の値上げ、死亡診断書は1,620円の値上げ、各種年金請求証明書は2,700円の値上げ、自賠償に関する証明書は3,780円の値上げとなっています。その他診断書とその他簡易な証明書はそれぞれ540円の値下げとなっています。

平成25年度利用件数によります算出したデータによると、この改正による病院収入は波賀診療所で7万7,010円増加、千種診療所で10万5,890円増加、公立宍粟総合病院で296万3,160円増加するそうです。病院の経営が厳しいのはわかりますが、市民生活が苦しくなっている中、市民の生命にかかわる料金を値上げすることは賛成できません。

以上の理由から反対いたします。

議長（岸本義明君） 次に、賛成者の発言を許します。

2番、稲田常実議員。

2番（稲田常実君） 2番、稲田です。第17号議案、宍粟市診療所使用料及び手数料条例等の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

今回の手数料改正は、医療費の増額ではなく、診断書等の作成時に係る手数料の改正であり、近隣の病院、また僻地拠点病院の赤穂市民病院などと同水準にするものであり、決して高いものではありません。

平成14年度から長い間据え置かれた料金であり、医師また看護師の労力等を考慮すれば妥当なものであります。宍粟総合病院等の経営状況を考え、また今後も医師

の確保を最優先するためにもやむを得ないものと判断し、賛成するものです。

議員各位の御賛同を賜りますよう、よろしく申し上げます。

議長（岸本義明君） 以上で討論を終わります。

これより、採決を行います。

第17号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

第17号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（岸本義明君） 起立多数であります。

第17号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時50分まで休憩いたします。

午前10時39分休憩

---

午前10時50分再開

議長（岸本義明君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第15 第18号議案、第19号議案、第21号議案

議長（岸本義明君） 日程第15、第18号議案、宍粟市立学校設置条例の一部改正について、第19号議案、宍粟市立幼稚園設置条例の一部改正について及び第21号議案、波賀町スクールバス設置及び管理条例及び波賀町遠隔地幼児童、生徒通園通学費助成に関する条例の廃止についての3議案を一括議題といたします。

本3議案は、去る3月2日の本会議で、総務文教常任委員会に付託していたものであります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、9番、秋田裕三議員。

総務文教常任委員長（秋田裕三君） 3月2日に審査付託のありました、第18号議案、宍粟市立学校設置条例の一部改正について、第19号議案、宍粟市立幼稚園設置条例の一部改正について、第21号議案、波賀町スクールバス設置及び管理条例及び波賀町遠隔地幼児童、生徒通園通学費助成に関する条例の廃止についての3議案について、3月4日に、第19回総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により御報告をいたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

第18号議案については、波賀中学校区において、保護者や地域住民代表者、学校関係者による地区協議会により新校の開校に向けての協議が終了し、平成27年3月31日に波賀・野原・道谷の3小学校を廃止し、4月1日から新たな波賀小学校を設置しようとするものであります。

次に、第19号議案については、千種中学校区において、保護者や地域住民代表者、学校関係者による地区協議会を設置し、平成27年4月1日に千種認定こども園を開設することを決定していただき、このたび開園に向けた協議が終了したことを受け、平成27年3月31日に千種幼稚園、千種幼稚園鷹巣分園、千種北幼稚園を廃止しようとするものであります。

最後に、第21号議案については、本年4月1日に波賀中学校区の学校規模適正化を実施するに当たり、新たな遠距離通学対策としてスクールバスを運行することから、旧町条例の暫定施行条例である波賀町スクールバス設置及び管理条例、波賀町遠隔地幼児童、生徒通園通学費助成に関する条例の2条例を廃止するものであります。

審査の結果、第18号議案及び第19号議案は賛成多数で、第21号議案は全会一致で、それぞれ原案を可決すべきものと決しましたので、御報告を申し上げます。

議長（岸本義明君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

第18号議案と第19号議案について、通告がありますので、順次発言を許可します。まず、反対者の発言を許可します。

13番、岡前治生議員。

13番（岡前治生君） 13番です。日本共産党市会議員団を代表して、第18号及び第19号議案についての討論を行いたいと思います。

第18号議案は、波賀町の3小学校を廃止し、1校に統合する内容となっております。市民の間で協議をし、決定されたこととはいえ、地域から小学校がなくなることは地域の衰退に拍車をかけることになるもので賛成することはできません。

次、第19号議案に対して行います。

これは千種幼稚園、鷹巣分園、北幼稚園を廃止し、認定こども園とするものであ

ります。委託先が民間の社会福祉法人であり、地域の幼児教育・保育の公の責任を後退することに繋がるものでありますので、反対をいたします。

以上です。

議長（岸本義明君） 次に、賛成者の発言を許します。

6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） 6番、大畑です。私は、第18号議案、宍粟市立学校設置条例の一部改正について、賛成の立場で討論したいと思います。

本議案で廃校となります野原小学校あるいは道谷小学校は、過疎と人口減少が進む中で、小規模校でありますけども、地域社会と連携をして国際交流事業や山村留学事業など、特色のある取り組みが展開をされてきました。その取り組みは県下の中でも広く知られておる取り組みであります。そのことが廃止されるのは非常に残念ではありますけども、国際交流事業につきましては新たな小学校の学校教育の一つの柱として継続されると伺っております。その取り組みの意義や成果が引き継がれるものと期待をいたしております。

本議案は、波賀中学校区学校規模適正化地域委員会や、あるいは地区協議会の合議を経て、道谷、野原、波賀小学校を廃止し、新波賀小学校を設置するものであります。以上、その思いを引き継がれるものとして賛成をいたします。

以上です。

議長（岸本義明君） 以上で討論を終わります。

続いて、採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第18号議案を採決いたします。

第18号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

第18号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（岸本義明君） 起立多数であります。

第18号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第19号議案を採決いたします。

第19号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

第19号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。



( 起 立 多 数 )

議長(岸本義明君) 起立多数であります。

第19号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第21号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第21号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第21号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第16 第20号議案

議長(岸本義明君) 日程第16、第20号議案、宍粟市青少年問題協議会条例の一部改正についてを議題といたします。

本議案は、去る3月2日の本会議で、総務文教常任委員会に付託していたものであります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、9番、秋田裕三議員。

総務文教常任委員長(秋田裕三君) 3月2日に審査付託のありました、第20号議案、宍粟市青少年問題協議会条例の一部改正については、3月4日に、第19回総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により御報告をいたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

第20号議案については、国の第三次地域主権一括法の施行に伴い地方青少年問題協議会法が改正され、組織の会長及び委員要件が削除されたことにより、本条例の該当部分の改正を行うとともに、あわせて昨今の複雑多様化する青少年問題への対応や指導育成を推進するため、委員の定数を増員するために改正を行うものであります。

審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告を申し上げます。

議長(岸本義明君) 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長（岸本義明君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

これより、討論を行います。本議案に関しましては、発言通告が出ておりませんので、これで討論を終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第20号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第20号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第17 第23号議案

議長（岸本義明君） 日程第17、第23号議案、債権の放棄についてを議題といたします。

本議案は、去る3月2日の本会議で、民生生活常任委員会に付託していたものであります。

民生生活常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

民生生活常任委員長、4番、伊藤一郎議員。

民生生活常任委員長（伊藤一郎君） 平成27年3月2日に審査付託のありました、第23号議案、債権の放棄については、3月5日に、第18回民生生活常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第23号議案については、今回、債権放棄しようとしている資金は、昭和51年貸し付けの住宅建設資金で、借受人が破産後死亡しており、連帯保証人の1人は破産、もう1人も死亡しており、その相続人全員が相続放棄しており、債権の回収の見込みがないものでやむを得ないものと判断しました。

関係職員に説明を求め、慎重に審査しました結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

議長（岸本義明君） 民生生活常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、反対者の発言を許可します。

14番、山下由美議員。

14番(山下由美君) 第23号議案、債権の放棄について、日本共産党議員団を代表して反対討論を行います。

この議案は、昭和51年に契約、貸し付けを行った住宅建設資金貸付金の未償還金195万7,660円の債券を放棄するものです。

債権を放棄しなければならない状況になるまで市が対応しなかったことに問題があると思うので、反対をいたします。

議長(岸本義明君) 次に、賛成者の発言を許可します。

7番、榎橋美恵子議員。

7番(榎橋美恵子君) 第23号議案、債権の放棄について、賛成の立場で討論を行います。

この住宅建設資金の貸し付けは、昭和51年8月5日に、貸付金額350万円の契約をしたものです。返済額は221万2,868円で、未償還額は195万7,660円です。借受人は平成18年7月7日死亡、連帯保証人も平成19年3月29日、自己破産、免責確定で債務償還の請求権がなくなりました。もう1人の連帯保証人も平成24年1月12日に死亡、相続人全員が相続放棄を行ったことで、債務者が不存在となったものです。やむを得ないものと判断し、賛成をいたします。

議員各位の御賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長(岸本義明君) 以上で討論を終わります。

これより、採決を行います。

第23号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

第23号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

議長(岸本義明君) 起立多数であります。

第23号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第18 第24号議案

議長（岸本義明君） 日程第18、第24号議案、旧慣による公有財産の使用権の廃止についてを議題といたします。

本議案は、去る3月2日の本会議で、産業建設常任委員会に付託していたものであります。

産業建設常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長、16番、実友 勉議員。

産業建設常任委員長（実友 勉君） 3月2日に付託のありました、第24号議案、旧慣による公有財産の使用権の廃止については、3月3日に、第15回産業建設常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

第24号議案は、旧来の慣行により自治会が使用権を有していた山林27万2,346平方メートルのうち、25.53平方メートルについて、国道29号の整備工事に伴い国土交通省に売却するため使用権を廃止するものでございます。

審査の結果、第24号議案については、適切と判断し、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告を申し上げます。

議長（岸本義明君） 産業建設常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第24号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第24号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第19 第25号議案

議長(岸本義明君) 日程第19、第25号議案、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結についてを議題といたします。

本議案は、去る3月2日の本会議で、総務文教常任委員会に付託していたものであります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、9番、秋田裕三議員。

総務文教常任委員長(秋田裕三君) 3月2日に審査付託のありました、第25号議案、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結については、3月4日に、第19回総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により御報告をいたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

連携中枢都市圏制度は、人口減少や少子高齢化が進む中で、圏域の中心となる都市が「連携中枢都市」となり、周辺市町は「連携中枢都市」とさまざまな分野で連携することによって、圏域の活力ある社会経済を維持し、魅力を高めるとともに、住民が安心して快適に暮らすことができる圏域を形成することを目的とする制度であります。

兵庫県では、唯一、姫路市がこの「連携中枢都市」の要件を満たしており、姫路市は圏域の成長エンジンの役割を担い、宍粟市等播磨地域の周辺市町は、姫路市とともに連携事業に取り組むことで、圏域全体の経済の活性化と生活の利便性向上を目指すため、姫路市との連携協約の締結をしようとするものであります。

審査の結果、賛成多数で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告を申し上げます。

議長(岸本義明君) 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（岸本義明君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

通告がありますので、発言を許可します。

13番、岡前治生議員。

13番（岡前治生君） 13番です。日本共産党議員団を代表して、第25号議案に対する反対討論を行いたいと思います。

協定の内容を見る限りにおいては、宍粟市と姫路市が協力して、それぞれのよさを生かしてまちづくりを行っていきこうという、いい内容にも見えます。しかし、その背景にあるのは、国が導入しようとしている道州制の第一歩とも言われており、賛成することはできません。

以上で終わります。

議長（岸本義明君） 以上で討論を終わります。

これより、採決を行います。

第25号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

第25号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（岸本義明君） 起立多数であります。

第25号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第20 第26号議案～第27号議案

議長（岸本義明君） 日程第20、第26号議案、過疎地域自立促進計画の変更についてから、第27号議案、辺地に係る総合整備計画の策定についてまでの2議案を一括議題といたします。

本2議案は、去る3月2日の本会議で、総務文教常任委員会に付託していたものであります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、9番、秋田裕三議員。

総務文教常任委員長（秋田裕三君） 3月2日に審査付託のありました、第26号議案、過疎地域自立促進計画について、第27号議案、辺地に係る総合整備計画の策定について、この二つの議案について、3月4日に、第19回総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により御報告をいたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

第26号議案については、過疎地域の自立のための振興施策について、産業の振興、交通体系の整備、高齢者等の保健及び福祉、教育の振興、地域文化の振興など、及び集落の整備に関する事業を追加変更するものであります。

事業の主なものとして、セラピーロードの整備や、フォレストステーション波賀、道の駅等の施設修繕、本年3月31日で廃校になる野原小学校を教育に関する研究調査及び教育関係職員の研修等を行うための教育研修所として整備を行うものであります。

次に、第27号議案については、千種町河内・西河内辺区域において、有利な辺地債を財源として総合計画を策定するものであり、具体的な内容として、ちくさ高原ネイチャーランドから西河内居住区域までの間の携帯電話不感区域において、携帯電話基地局を整備し通信環境を改善し、緊急時における連絡手段を確保することで、新規観光客及びリピーターの獲得等により地域活性化を目指すものであります。

審査の結果、第26号議案は賛成多数で、第27号議案は全会一致で、それぞれ原案を可決すべきものと決しましたので、御報告を申し上げます。

議長（岸本義明君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑は終わります。

続いて、討論を行います。

第26号議案について通告がありますので、発言を許可します。

1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 1番、鈴木です。第26号議案、過疎地域自立促進計画の変更について、反対の立場で討論をさせていただきます。

まず、この過疎地域自立促進計画というのは、法律の過疎地域自立促進特別措置法、ここに基づく計画であります。その法律の目的というのを多くの方が勘違いしているのではないかという意味も含めまして、一度読み上げたいと思います。

「人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格あ

る国土の形成に寄与する」、これがこの法律の目的であります。

この法律12条に、過疎地域自立促進市町村計画に基づいて行う事業の財源として過疎地域自立促進のための地方債、いわゆる過疎債が財源として発行できるというふううたわれています。

その過疎債を発行するための根拠となるのがこの過疎地域自立促進計画です。この過疎地域自立促進計画の中には、地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化、その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため、特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業、過疎地域自立促進特別事業、いわゆるソフト事業というのがあります。

今回の計画、これを見ますと、このソフト事業に充てられている部分には、施設の修繕であるとか、そういったハードではないといえばハードではないんですけども、ソフトとは言いがたい部分のことしか計画に上がっておりません。今、過疎地域が困っている、また自立しなければならない、そのことは過去から大分言われていまして、そのための法律であって、そのための過疎債です。

しかし、ここ何年、この法律に基づく過疎債を発行し、設備を整えてきても過疎地域は自立に至っていません。そこで、そのソフト事業ということが重要になってきます。今必要なのは、過疎地域の方々、そこに限らずですけども、地域の課題を共有して地域で自立するために自分たちは何をしていかなければいけないのかという課題の共有と、そういった機運を高める、そういったところにソフト事業債は使われるべきであると思います。いくら施設を整備し、修繕しても、過疎地域は自立しないと考えます。このソフト事業債の使い方の考え方を変えていただかない限り、この計画によって過疎地域が自立に向かうことはないと考えます。よって、この計画に対して反対をさせていただきます。

議長（岸本義明君） 以上で討論を終わります。

続いて、採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第26号議案を採決いたします。

第26号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

第26号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）



議長（岸本義明君） 起立多数であります。

第26号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第27号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第27号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第27号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第21 第28号議案～第29号議案

議長（岸本義明君） 日程第21、第28号議案、農作物危険段階基準共済掛金率の設定についてから、第29号議案、平成27年度穴粟市農業共済事業に係る事務費の賦課総額及び賦課単価についてまでの2議案を一括議題といたします。

本2議案は、去る3月2日の本会議で、産業建設常任委員会に付託していたものであります。

産業建設常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長、16番、実友 勉議員。

産業建設常任委員長（実友 勉君） 3月2日に付託のありました、第28号議案、農作物危険段階基準共済掛金率の設定について、第29号議案、平成27年度穴粟市農業共済事業に係る事務費の賦課総額及び賦課単価についての2議案につきましては、3月3日に、第15回産業建設常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

第28号議案は、農家や地域間の被害発生状況が異なることから、掛金負担の均衡を図るため、過去20年間の各集落の危険段階に応じて掛金率を水稻は6段階、麦は5段階に設定するものでございます。

なお、改定は3年ごとに行うもので、今回の内容につきましては、市の損害評価会及び農業共済組合連合会で適切であるとの答申、意見を受けております。

第29号議案は、平成27年度の賦課総額と賦課単価について、県農業共済連合会からの賦課金を含めた事務費の予定額から国庫負担金等の収入予定額を差し引いて得た額を、共済加入農家に対し賦課するため、算定した総額及び単価を設定するものでございます。単価は昨年と同様の単価となっております。

審査の結果、第28号議案及び第29号議案の2議案については、適切と判断し、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告を申し上げます。

議長（岸本義明君） 産業建設常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。本2議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第28号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第28号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第28号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第29号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第29号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第29号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第22 第30号議案

議長（岸本義明君） 日程第22、第30号議案、市道路線の認定及び廃止についてを議題といたします。

本議案は、去る3月2日の本会議で、産業建設常任委員会に付託していたものであります。

産業建設常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長、16番、実友 勉議員。

産業建設常任委員長（実友 勉君） 3月2日に付託のありました、第30号議案、市道路線の認定及び廃止については、3月3日に、第15回産業建設常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

第30号議案は、統合型GIS整備にあわせて行っていた道路台帳整備作業が完了したことに伴い、現在、認定している市内全路線1,433路線を一旦廃止し、路線番号の付番、起点・終点の表示方法等、台帳の整備基準を統一して再認定するものでございます。1,433路線のうち6路線については、他路線との重複等により起終点の変更を行っております。

審査の結果、第30号議案については、適切と判断し、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告いたします。

議長（岸本義明君） 産業建設常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第30号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第30号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

### 日程第23 第31号議案～第37号議案

議長（岸本義明君） 日程第23、第31号議案、平成26年度宍粟市一般会計補正予算（第6号）から第37号議案、平成26年度宍粟市農業共済事業特別会計補正予算（第4号）までの7議案を一括議題といたします。

本7議案は、去る3月2日の本会議で予算決算常任委員会に付託していたものであります。

予算決算常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

予算決算常任委員会副委員長、3番、小林健志議員。

予算決算常任委員会副委員長（小林健志君） 予算決算常任委員会、副委員長の小林でございます。

本件の委員会審査におきましては、委員長が欠席し、副委員長がその職務を行いましたので、副委員長の私から報告をさせていただきます。

平成27年3月2日に付託のありました、第31号議案、平成26年度宍粟市一般会計補正予算（第6号）から、第37号議案、平成26年度宍粟市農業共済事業特別会計補正予算（第4号）までの補正予算7議案について、予算決算常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

付託当日に委員会を開催し、運営要綱の規定により、詳細審査を三つの分科会で所管部分を分担して行うことに決定しました。

分科会の審査は3月3日から5日にかけて行い、詳細終了後、6日に全体の委員会を開催し、それぞれ分科会の審査報告を受け審査をいたしました。

分科会の報告は次のとおりであります。

分科会では、それぞれ関係職員に出席を求め審査を行いました。

総務文教分科会が審査した第31号議案の関係部分は、総務費で、地方創生の取り組みを支援するために創設された地域住民生活等緊急支援交付金を活用し、「地方版総合戦略」の策定や「新しい人の流れを創る定住の促進」として、通勤・通学費助成事業、楽しそう定住促進事業、空き家活用支援事業、「若い世代の結婚・出産・子育ての環境づくり」として、消防団婚活イベント事業、「暮らしを支えるネットワークの形成」として、公共交通ネットワーク再編事業費の計上、そのほか、高速バスの利用者の利便性の向上を図るための駐車場整備等用地として、県有地跡地の購入費の計上、マイナンバー制度関連の国補正予算による前倒し分の計上、消防費では、消防無線デジタル化事業に係る西はりま消防組合負担金の本年度分確定

による減額と消防団員退職報償金の確定による減額、教育費では、スクールバスの購入費や山崎西小学校及び波賀小学校校舎等改修工事など、事業費の確定による減額を行っております。

なお、国補正予算関連の地域創生事業や国の追加補正のあったマイナンバー制度関連等については、繰越明許費を計上しています。

また、債務負担行為の補正については、ネットワークサーバー更新業務委託及び住民情報システム更新委託を追加計上しています。

民生生活分科会が審査した第31号議案の関係部分は、総務費については、電気自動車用充電設備設置工事費について、5基計画をしておりましたが、補助金の割り当てが3基となったことにより計画を変更したことによる減額です。民生費については、地域福祉基金の運用による売却益の積立金と、国民健康保険事業会計への繰出金が増額されています。衛生費については、にしはりま環境事務組合の前年度繰越金の充当などによる負担金の減額と妊婦健康診査の補助金が増額されています。

また、地域創生事業費として、出会い応援事業とマイナンバー制度に関連して特別会計の繰出金が増額されています。

第32号議案は、保険給付費の見込みによる補正とマイナンバー制度関連のシステム整備費が増額されています。

第33号議案は、所得更正による保険料の還付が生じたことによる還付金の増額とマイナンバー制度関連のシステム整備費が増額されています。

第34号議案は、介護保険システム改修事業とマイナンバー制度関連のシステム整備費が増額されています。

産業建設分科会が審査した第31号議案の主なものは、産業部では、地域創生事業として、宍粟産物販売促進事業、就農・定住促進事業、宍粟材普及促進事業、企業誘致事業、森林セラピー事業、氷ノ山ツーリズム推進事業、観光振興支援事業、プレミアム商品券発行事業等を補正し繰越明許費の計上をするもの。一般事業でも積雪による事業の遅れで年度内に完了ができなかった農業水利施設保全合理化事業等を繰越明許費に計上しております。

また、シカ個体数管理・調整事業補助金の捕獲頭数減による減額、県からの割り当て額減による緊急防災林整備事業の減額、フォレストステーション波賀出資負担金の地元林野委員会返還金の追加等であります。

建設部の関係では、繰越明許費として、道路新設改良事業で5路線が用地交渉の遅れ等により追加、橋梁維持修繕事業で入札不調により業者決定が遅れたことによ

り追加、河川公園整備事業で公共補償認定に日数を要したことにより工事業者決定が遅れたため追加するものであります。

また、県事業（加美穴栗線）の遅れによる負担金の減額、上下水道基本料金改正に伴う福祉世帯助成金の減額、橋梁修繕計画緊急度精査により緊急度が下がったため次年度以降の工事になったため減額するもの、揖保川流域下水道維持管理費増による下水道事業特別会計への繰出金を補正するものでございます。

第35号議案は、市道工事の遅れにより下水道管布設工事が遅れたことにより繰越明許費を追加するもの、また、一般会計からの繰入金追加や流域下水道事業の確定による事業債を減額するものでございます。

第36号議案は、市道工事が遅れたことにより、下水道施設移設工事が今年度完了困難となったため繰越明許費の追加をするものでございます。

第37号議案は、家畜共済勘定において、肥育牛の事故や繁殖和牛の死産が多くなったため、共済金を増額補正するものでございます。

全体会では以上の分科会審査報告の後、質疑と自由討議を行い、採決いたしました結果、第31号議案、32号議案、33号議案、34号議案については賛成多数で、第35号議案、36号議案、37号議案については全会一致で、当該7議案は全て原案を可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

議長（岸本義明君） 予算決算常任委員会副委員長の報告は終わりました。

続いて、質疑を省略して討論を行います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

これより、討論を行います。

第31号議案、第32号議案、第33号議案、第34号議案について、通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、反対者の発言を許します。

13番、岡前治生議員。

13番（岡前治生君） 13番です。私は、日本共産党市会議員団を代表して第31号議案の一般会計補正予算に対して反対討論を行いたいと思います。

今回の補正予算は、国の地域住民等緊急支援交付金1億4,866万円が主な内容を占めています。これらの事業が繰越明許費になることは理解できますが、繰越明許

費全体で見れば、その3倍以上の4億8,000万円にものぼっております。繰越明許というのは、あくまで予算の単年度主義の例外として認められるものであり、理由はあるにしてもあまりにも多過ぎるのではないのでしょうか。

また、緊急支援事業の使途として、新たに通勤・通学費の補助制度を設けるとありますが、その対象は高速バス等の利用者とのことであり、支給対象になる方にとってはいい制度であります。今この宍粟市内を見た場合、1カ月2万円ぐらいもかけて通学する高校生もあります。まずは、市内の高校生からそういう制度を導入すべきではないのでしょうか。

さらに、マイナンバー制度を導入するための予算が計上されております。このマイナンバー制度は、納付に見合う給付の名のもとに社会保障の削減、また税や社会保険料の徴収等の道具に使われる危険があること。また、原則普遍の一つの番号で個人情報を照合できる仕組みをつくることはプライバシーの侵害や、なりすまし犯罪などを常態化させるなど、幾つもの問題が指摘されております。国の制度導入とはいえ賛成できるものではありません。

今、全国の自治体が少子高齢化の中で移住対策に力を入れておりますが、そのことに多額の公費を使うことは自治体間でのサービス合戦につながっていくことになるかとも思います。

私たち日本共産党議員団は、今この宍粟市に住んでいる新婚家庭への家賃補助など、宍粟市に在住している赤ちゃんから高齢者までが生活しやすいと実感できる施策、昨日も一般質問で取り上げましたけれども、介護保険料の引き下げであるとか、国民健康保険税の引き下げ、そういうことにこそ力を入れるべきであると思います。

以上で討論を終わります。

議長（岸本義明君） 次に、賛成者の発言を許します。

10番、藤原正憲議員。

10番（藤原正憲君） 第31号議案、平成26年度宍粟市一般会計補正予算（第6号）について、賛成討論を行いたいと思います。

先ほども小林副委員長のほうから詳細にわたって報告ありましたけれども、今回の補正の主なものは、私は歳入では、まち・ひと・しごと創生法に基づき地方版の総合戦略策定などについて、国の支援交付金が創設されまして、1億4,800万余円の追加交付がありました。これを財源にプレミアム商品券の発行、補助金などの予算計上と、また合併特例債等を充当して県有地、いわゆるみどり公社跡地を購入するなどが主なものであると思います。その他の事業については、確定あるいは精算に

伴う補正であると申し上げまして、私は賛成討論といたします。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

議長（岸本義明君） 次に、反対者の発言を許します。

5番、飯田吉則議員。

5番（飯田吉則君） 5番、飯田です。私は、一般会計補正予算に反対の立場から討論いたします。

この中で、教育費の繰越明許の中に千種B & Gセンタープール建設工事設計監理業務についての繰り越しがございます。これの予算は、平成26年度当初では、学校教育の授業の一環として夏季の使用期間に体力づくりと地域の触れ合い、憩いの場を提供する目的で既存施設の撤去、その後の新施設実施設計監理業務委託ということでしたが、800万円の予算に対して今回1,600万円増額されて繰り越しされようとしております。これには、温水プールの実施設計に充てようという思惑が見えております。このプール自体は大変必要なものでございますので、反対するわけではございませんが、温水プールということに対して地域の合意形成なり、また仮に建設するとしても、その事業性の評価が適正に行われているのかに対する疑問は残ります。後世に負の遺産を残しかねない事業に繋がると思われるので、反対いたします。

議長（岸本義明君） 続いて、1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 1番、鈴木です。私、第31号議案、平成26年度一般会計補正予算（第6号）に対して反対の立場で討論させていただきます。

今回の補正は、大きく分けると平成26年度の事業確定後の精査による部分と、先ほど来ありますように、国の地方創生にかかわる交付金を来年度に繰り越して事業化するという部分に大きくわけられます。平成26年度の事業確定後の精査に対する部分については2点。

1点は、まず学校建設費の減額についての補正が上がっているんですけども、当初予算の設定において、学校規模適正化にあわせた校舎やプール、体育館等の整備内容、これは当初予算を上げる段階で相当精査したものであるはずですが、しかも必要最小限ということであったと考えられるんですけども、年度末になって、これまで大幅な減額をなされるということは、そもそも学校整備が適切に行われたのかどうか、これがちょっと疑問が残る点があります。実際に、全国的に建築資材が高騰している、人件費が高騰しているということで、千種の認定こども園に対しては大幅な増額がなされているわけですので、ここで減額がなされるということは、こ



の予算のあり方に対してちょっと疑問があります。

あと、電気自動車の充電器、先ほど委員長報告の中でもありましたけれども、5基設定する予定が国の予算の関係で3基になったということ。これ当初この予算自体も補正で上がってきていたわけなんですけども、5基設置することによって、市のCO<sub>2</sub>削減、この目標に寄与するということで上げてきたわけです。これが補助金がおらなかったから3基になったということになりますと、これそもそもの支出根拠ということが不明確になります。これ補助金があったからそれに便乗した、それだけになってしまって、市の施策の方向性、その効果に対してどれくらい寄与するかというところの視点が欠落している結果になると思いますので、この点、2点で平成26年度の精査の部分に関しては反対します。

また、国の地方創生にかかわる特別交付金を来年度に繰り越すという部分については、確認もしているんですけども、制度設計とか効果の検討、これが不十分な点は多々見受けられますが、新年度予算、平成27年度予算の審議とその後の執行状況の審査によって、これは適正化に繋がれるというふうに考えます。

あともう1点、大別した2点以外の部分で看過できない部分としては、千種B&Gプールの建設工事設計監理業務の1,600万円、これが繰り越される点です。これは先ほど飯田議員のほうからもありましたが、当初予算では800万円と設定されたもの、これに撤去費用の残額、これを加算しているものと推察されるわけなんですけども、温水化に対して事前評価が不十分であり、その必要性について十分議論、また説明がなされてない、この温水化を肯定して今後の方向性を固定化することになるため、この第31号議案、平成26年度一般会計補正予算は反対させていただきます。

議長（岸本義明君） 続いて、14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） 第32号議案、平成26年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算、第33号議案、平成26年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計補正予算、第34号議案、平成26年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算、この3議案について、日本共産党議員団を代表して反対討論を行います。

この3議案には、繰越明許費として社会保障・税番号システム整備事業が計上されています。

このマイナンバー制度は、国民一人一人に番号をつけ、全ての税金に関する情報のほか、国民年金、国保、後期高齢者、介護保険、健康管理、生活保護、障害者福祉、児童福祉など、個人情報全てが網羅されて国に一括管理されます。

情報が漏えいし、不利益をこうむることはないのか。プライバシー情報保護の面からも不安が残ります。よって、反対をいたします。

議長（岸本義明君） 以上で討論を終わります。

続いて、採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第31号議案を採決いたします。

第31号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する報告は、可決であります。

お諮りします。

第31号議案を報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（岸本義明君） 起立多数であります。

第31号議案は、副委員長報告のとおり可決されました。

次に、第32号議案を採決いたします。

第32号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する副委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第32号議案を副委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（岸本義明君） 起立多数であります。

第32号議案は、副委員長報告のとおり可決されました。

次に、第33号議案を採決いたします。

第33号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する副委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第33号議案を副委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（岸本義明君） 起立多数であります。

第33号議案は、副委員長報告のとおり可決されました。

次に、第34号議案を採決いたします。

第34号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する副委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第34号議案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

議長(岸本義明君) 起立多数であります。

第34号議案は、副委員長報告のとおり可決されました。

次に、第35号議案を採決いたします。

本議案に対する副委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第35号議案については、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第35号議案は、副委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第36号議案を採決いたします。

本議案に対する副委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第36号議案については、副委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第36号議案は、副委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第37号議案を採決いたします。

本議案に対する副委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第37号議案については、副委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第37号議案は、副委員長報告のとおり可決することに決しました。

ここで暫時休憩をいたします。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時58分休憩

午後 1時00分再開

議長（岸本義明君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第24 第38号議案～第48号議案

議長（岸本義明君） 日程第24、第38号議案、平成27年度穴粟市一般会計予算から第48号議案、平成27年度穴粟市農業共済事業特別会計予算までの11議案を一括議題とします。

当該11議案につきましては、去る3月2日の本会議で提案説明が終わっております。

これより質疑を行います。

通告書の内容に従って、その範囲内でよろしく願いいたします。

それでは、順次発言を許可します。

14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） 14番の山下です。予算質疑を行います。

施政方針の3ページ、健康と福祉を育てる安心のまちづくり、主要施策の47ページ、外出支援サービス事業について質疑をいたします。

公共交通機関の利用が困難な高齢者や障がいのある方に対し、外出支援サービスを提供し、自立と社会参加の促進を図るため、公共交通体系の整備とあわせ、そのあり方と方策を決定しますとあります。主要施策の説明にも自立と社会参加の促進及び保健福祉の向上を図るとあります。しかし、この間、高齢者や障がいのある方との話し合いが持たれないままサービス内容が削られてきております。制度開始当初、この制度のサービス内容は、市長もよく御存じのように、高齢者や障がいのある方の代表が加わった協議会で、何度も話し合いを持ち決定されております。自立と社会参加の促進や保健福祉の向上を考えるならば、高齢者や障がいのある方が加わった協議会をつくり、話し合いを重ね、そのあり方と方策を決定すべきではないのか。

続いて、施政方針3ページ、健康と福祉を育てる安心のまちづくり。主要施策41ページ、生活困窮者自立支援事業について質疑をいたします。

長い期間自宅にとどまり続け、施政方針にはとどまり続けというふうに書いてあるんですけども、とどまりたくって自宅におられるのではないので、私でしたらこのように書きます。長い期間自宅にとどまりたくはないが、とどまらざる状況に置かれているというふうに、私なら書きます。ちょっとあまりにも気になってこのまま読めませんので、言わせていただきました。社会生活の再開が困難な引きこもり

の状態にある方や、その家族が相談できるような体制を整えますとあります。どのように体制を整えるのか。

生活困窮者自立支援法において、厚生労働省は、引きこもりの状態にある人も対象にしておりますが、41ページの施策説明には具体的に引きこもりについての施策が入っておりません。生活困窮者自立支援事業として、新たに社会福祉士や精神保健福祉士を相談員として窓口配置し、生活や就労問題の解決に向けた個別支援活動を行っていくべきではないのか。

続いて、施政方針3ページから4ページ、ひとの生きがいや個性的な文化を育てるまちづくり。主要施策91ページ、いじめ対策総合推進事業について質疑をいたします。

「宍粟市いじめ防止基本方針」に基づき、スクールソーシャルワーカーの設置によるいじめ等相談体制の強化やとあります。スクールソーシャルワーカーの配置はこの間ずっと求めてきましたので期待いたします。しかしながら、当初予算75万円というふうになっておりますが、どのような内容なのか、お尋ねいたします。

1回目は以上です。

議長（岸本義明君） 山下由美議員の予算質疑に対し、順次答弁を求めます。

浅田健康福祉部長。

健康福祉部長（浅田雅昭君） それでは、健康福祉部所管にかかわります御質問、大きく2点いただいておりますので、順次お答えをさせていただきたいと思います。

まず、1点目の外出支援サービス事業についての協議会の設置についてでございますけれども、このたびの外出支援サービス事業の見直しにつきましては、いわゆる公共交通の空白地の解消も含めた新たな公共交通の実施にあわせた見直しでございますので、協議会の設置等の予定はいたしておりません。

ただ、市民の方々への周知につきましては、いろんな機会や方法で周知をしていきたいというふうに思っております。

2点目の引きこもりの相談体制等々でございますけれども、これまでも相談支援については行っておったわけですが、多くの方々から御意見いただきますと、窓口がどこなのかわかりにくいという御意見もいただいております。今回、平成27年度、改めて窓口として総合的に健康増進課が窓口であること、それから、さらに相談日を設置をいたしまして、相談支援を行うように今準備を進めております。

次に、生活困窮者自立支援事業についてでございます。

この事業につきましては、御承知のように、生活に困窮されている方や困窮のお

それがあある方に対して、必要な支援を行うものでございますので、この部分につきましては、生活保護業務を担当する部署に就労支援員等を配置をいたしまして、個別に支援計画を立て、それぞれ自立支援を行うこととしております。

なお、当然のことながら、実施に当たりましては、健康福祉部内のみならず、関係部署とのこれ必要でございますので、関係部署との連携を図りながら進めていくこととしております。

以上でございます。

議長（岸本義明君） 岡崎教育部長。

教育委員会教育部長（岡崎悦也君） スクールソーシャルワーカーの具体的なことでございますので、私のほうからお答えをさせていただきたいと思ひます。

宍粟市のいじめ防止基本方針では、教員及び警察官経験者等で学校サポートチームを設置し、学校だけでは対応が困難ないじめや長期欠席等の事案について、学校の取り組みを支援することとしています。

その中に、スクールソーシャルワーカーも入っていただき、週1回程度を想定しているわけですが、活動を一緒にしていただく中で、児童生徒や保護者にかかわる中、課題等を聞き取りながら、心理や福祉の専門機関と連携して学校の問題解決に向けて取り組んでいきたいと、ここを支援するという事を考えております。

以上です。

議長（岸本義明君） 14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） 質問は3回できるんですね。

議長（岸本義明君） 3回までで。

14番（山下由美君） じゃあ、1回目させていただきます。

まず、最初の質問の外出支援なんですけれども、高齢者とか障がいのある方が外出支援サービスを考えなければ、当時者の役に立つものにはならないと思ひます。

国連で障害者権利条約を考えられたときも、皆さんの本当の合言葉が「私たち抜きに私たちのことを決めないで」ということだったんです。しかしながら、この間、外出支援サービス事業においては、健康福祉部において要綱をかえるという形で変えられてきているんですけども、どうして当事者の意見を聞こうとされないのか、お尋ねいたします。

議長（岸本義明君） 浅田健康福祉部長。

健康福祉部長（浅田雅昭君） この制度設置に当たりましては、冒頭、議員も御承知のようにいろんな方々の御意見をいただきながら実施をしておりました。また、

その途中の見直し拡充につきましても、そういう形で実施をしたところでございます。ただ、今回、いわゆる移動手段を整備しようということで、公共交通の空白地を解消するための公共交通の新たな再編ということができておりますので、そういった観点で、やはり皆さんが御要望にされておるいわゆる公共交通をしっかりといこうということができつつありますので、その点であわせて今回の福祉制度に基づきます外出支援サービスについては要綱、当然、要綱設置、要綱での実施でございましたので、その中で十分検討する中で見直しを行っておるという状況でございます。

議長（岸本義明君） 14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） それでは、次の2番目の質問の再質問をさせていただきたいんですけども、この生活困窮者自立支援法の円滑な施行に向けてということで、厚生労働省社会援護局のほうから、こういった冊子が出ています。その中で、法の対象となる生活困窮者とはというふうにあります、「法の対象者は生活保護受給者以外の生活困窮者です。失業者、多重債務者、ホームレス、ニート、引きこもり、高校中退者、障がいが疑われる者、矯正施設出所者、さまざまな人たちが考えられ、こうした複合的な課題を抱え、これまで制度のはざまに置かれてきた人たちへの対応が重要です」、こういうふうに書いてあるんです。これは、まさに今、本当に苦しんでおられる、家から出たくても出られないような状況におられる引きこもりの方たちに、まさに当てはまるのではないかと私は思うんです。

そして、またこの生活困窮者自立支援法が定める事業といたしましては、よく御存じのように七つあります。そのうちで今回、この宍粟市が行うのは、自立相談支援事業、それと住宅確保給付金の給付、これはもう必須事業になっているんですね。それから、あと一つ、一時生活支援事業、この三つとなっているんですけども、私は、やはりこの引きこもりの人たち、本当は家にいたくないけど、何とか外に出て本当に明るい人生を送っていきたいと思っておられる人たちに一番必要なのは、この就労準備支援事業、これじゃないかなと思うんです。これも国庫補助3分の2以内というふうに、補助が出る事業ですけども、これは就労に必要な準備、生活習慣の形成、就労の前段階として必要な社会的能力の習得、職業体験等を最長1年の有期で実施する。こういう事業なんです。

私はなぜこの事業を行わないのかなと不思議に思うわけなんです。先日、ひまわりの家で引きこもり家族会の発足講演会がありました。福祉部長も来ておられました。そのときに、全国引きこもりKHJ親の会代表の池田さんは。

議長（岸本義明君） 質疑をお願いします。

14番（山下由美君） このように何らかの就労準備支援事業、これを実施して、そして、その職業体験を是非させてもらいたいという強い希望が宍粟市の引きこもり家族会の中でも実際にあるわけなんです。なのに、なぜその生活困窮者自立支援法が定める事業の中の、国庫補助も出ますのに、就労準備支援事業を行わないのかということが私にはどうしてもわからないのですが、お答えください。

議長（岸本義明君） 浅田健康福祉部長。

健康福祉部長（浅田雅昭君） 今回、生活困窮者自立支援法に基づきまして、その趣旨にのっとって平成27年度からその事業を実施する予定にしております。いわゆる生活困窮になる要因としてはそれぞれございますので、それぞれ何が要因にあるのか、その解決についてはどうするのかということ相談支援事業の中で十分相談する中で、支援計画を立て、それぞれに合った支援計画を立て、特に就労が必要な部分については、いろんなハローワーク、いわゆる関係機関との連携のもとに就労に結びつけていく、その他それぞれの要因の解決に向けて支援計画を立て実施していきますので、その中で対応をしていきたいというふうに思っております。

議長（岸本義明君） 以上で、山下由美議員の予算質疑を終わります。

続いて、1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 1番、鈴木です。私からは、大きく8点の質疑をさせていただきます。

私、予算小委員会に入る予定ですので、概要というか、大枠だけをお伺いできればいいかなと思います。

まず、1点目、予算編成方針について伺います。

昨年10月6日に、市長より参事、市民局長、部長、局長宛てに出された予算編成方針について、通知というのがありましたが、その中に、市内における景気の回復が実感できない、個人市民税など主たる税の増収は見込めない、普通交付税は平成28年度より段階的に縮減を迎える、社会保障関係経費の増、平成33年度には収支上で財政不足が生じる等の表現があります。また、重点項目の（2）歳出削減と収入の確保という項目からも「相当の歳出削減が必要である」というふうにこの趣旨を推測というか、判断しているんですが、予算編成の方向性はこれで間違いはないのかということをお伺いします。

2点目、施政方針について。

国において、地方がそれぞれの特徴を生かした自立的で持続的な社会を創出でき



るよう「地方版総合戦略」を策定する必要があるとの認識が示されていますが、これは市町村においては、この策定というのは努力義務ではなかったのか、文章の中からでは、必ずしなければならないというふうにとられるんですけれども、その点について伺います。

また、地方がそれぞれの特徴を生かした自立的で持続的な社会を創生できるように「まち・ひと・しごと創生本部」を設置したというふうにあるんですけれども、地方版総合戦略策定事業へ1,000万円の計上、また、地方創生コンシェルジュ制度、地方版総合戦略の策定に当たっての参考資料等が国から出ているわけで、国の関与が非常に大きいと思います。地方分権や地域主権と言われているんですけれども、そういった視点で首長、市長としてこの現状をどう捉えるかをお伺いします。

3点目、一般会計歳入、歳出についてです。

市税が平成26年度比マイナス3,111万8,000円、地方交付税等が3,000万円で、歳入という意味では、主な歳入ですね、はほぼ変わらないというふうに見られるんですけれども、予算総額は平成26年度より19億8,500万円増、プラスですね、となっています。この増額予算になった原因と、それを実際認めた根拠についてお伺いします。

次が、4点目ですね、市債の発行額について伺います。

市債発行額が今年度、平成26年度より3億8,500万円増えて36億6,400万円、今年度比プラス11.7%ということになっています。これ、一般会計の起債残高は、これでプラス4億4,349万円になります。人口が減っているのに、これ市民一人当たりの起債残高というのは増加していく傾向にあります。実際に起債が償還を上回ってしまう、一般会計についてですが、ということをお認められた根拠、この点について伺います。

5点目、消費増税と社会保障の関係について伺います。

地方消費税交付金は、税率の改正により6億6,000万円というふうになっています。今年度比でいきますと、1億8,800万円のプラスになるんですけれども、社会保障財源分はこの約4割の2億7,176万4,000円が充てられるということになっています。この社会保障財源分を充てられるのは社会保障4経費ということもうたわれているわけですが、ここの今年度と平成27年度との比較どうなるのかを伺います。

6点目、地方創造枠事業についてです。

「ふるさと宍粟愛醸成プロジェクト」等、市長メッセージであるとか発言の中に、随所に見られる「ふるさと宍粟」、これイメージなんですけれども、どういうことを

「ふるさと」というふうに定義されているか、そのあたりをちょっとお伺いします。

あと、同じところで、スポーツ立市推進事業等、市長メッセージ、これも発言の中にいろいろ答弁等にも出ていますが、スポーツ立市というふうに掲げられています。これについても伺います。

また、構想自体の明文化、あと市民参画によるこのスポーツ振興計画の策定のような「スポーツ立市」を具現化していくための予定、そういったところがあればお伺いします。

7点目、ふるさと納税活用事業について伺います。

寄附金額の約20%となる1,337万8,000円が少子化対策・子育て支援への活用を希望というか、指定された寄附であります。しかし、金額としては非常にというか、最もここに使ってほしいという希望をいただいた方の要望が多いのにもかかわらず、活用額が280万円と活用額の5%程度しかありません。ここは、市として積極的に独自性を発揮すべき分野、しかも自主財源になり得る分野ですので、もっと考えるべきだというふうに考えるんですけども、図書購入費、ここにとどまっている原因は何か、また、今後の少子化対策、子育て支援の活用策について伺います。

最後、8点目は新規拡充事業について伺います。

1番目に、まずコミュニティ醸成支援事業525万円の概要、2点目が、県有地跡地活用整備事業1億190万円の費用対効果、3点目が、ICT活用授業改善モデル事業732万8,000円的具体策、4点目が、教育研修所機能強化事業4,000万円の支出根拠、この4点についての詳細な説明を伺います。

以上です。

議長（岸本義明君） 鈴木浩之議員の予算質疑に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 連日御苦労さまでございます。最初に、まず御承知のとおり、本日は東日本大震災から4年目を迎えるわけでありまして。犠牲となられた方々の御冥福を心よりお祈りを申し上げたいと、このように思います。なお、またあわせて一日も早い復興・復旧を望んでおるところであります。

今日は、午後2時46分に全国的に1分間の黙祷と、こんなこともなされております。もし可能でありましたら、御協力のほどよろしくお願い申し上げたいと、このように思います。

さて、鈴木議員よりたくさん御質問を頂戴しております。簡単にできる部分と、それから私の姿勢を含めて考え方も問われている部分もありますので、そこは少し

時間をかけて御説明申し上げたいと、このように思います。

まず、1点目の施政方針の中で、総合戦略、努力義務ではなかったのかと、こういうことではありますが、この策定についてはおっしゃるとおり努力義務であります。したがって、国の交付金を有効に活用する中で、この戦略策定をよい機会と捉えて、積極的な取り組みを図らなならんと、このように考えております。

2点目の国の関与の関係であります。今回の交付金は使途の、使い道の特定をされない自由度の高い交付金となっております。国は市町村の考える施策の内容にまでは踏み込まず、市町村の自主性が生かせるものだと、このようになっておると思います。したがって、地方が真に自立するために、政策と財政の両面からこの自立が必要であると、このように考えておりますが、今回のことを踏まえながら、地方の自立、持続を促すものであると、このように捉えております。

次に、地域創造枠事業に絡んでのふるさと宍粟とは、市長はどんなイメージがあるかと、この定義を示せと、こういうことではありますが、御承知のとおり、兵庫県知事も4期目の施策の中で、目標として「ふるさと兵庫」という形で、何とか阪神淡路大震災より20周年を迎える中で、県民こぞってと、そういう思いを発信されております。当然、地方自治体である我がまちも県知事と同じ方向の中で、何とか「ふるさと宍粟」という概念の中で、今後まちづくりを進めていきたいと、こんな思いであります。

私自身のふるさというイメージであります。我がまちの歴史を顧みますと、旧4町、それぞれに先人の絶え間ぬ努力により今日までまちづくりが進めてきていただいております。特に、平成17年4月1日には、宍粟市として新たなスタートをしたわけでありまして、本年で10年を迎えることとなります。

その10年の中でも、特に平成21年の災害においては、多くの市民あるいは団体の皆さん、企業等々の皆さんが、自分たちに何ができるかを考えているような行動をされてきました。こうした他者への思いやりや責任感こそ、私たちが本来持っている力であると、このように思っております。先ほど申し上げた東日本大震災でもそのことが顕著にあらわれておると私は思っております。

しかし、今日、私自身が考えてみますと、人間関係の希薄化でありますとか、あるいは行き過ぎた個人主義などを背景に、その本来の力が弱まっている気がしてなりません。いじめでありますとか、虐待でありますとか、あるいは地域力の低下などもその結果としてあらわれている問題ではないのかなと、こんなふうに思っております。

誰もがともに生きることの大切さと喜びを感じ、それぞれの役割と責任を果たしていく、今こそそうした地域、社会を築いていかなければなりません。そのためにも、私はふるさと意識を育てることが大切だと、このように考えております。

愛すべきふるさとを持つことは、その地域に暮らす人々を思いやる優しい心、地域の中で責任ある役割を果たそうとする態度を養います。また、困難に直面したときに、自分を奮い立たせる心の土台となると思います。たとえ、ふるさとを離れてもいつかは帰りたいという願いがリターンなどを促し、地域の活力に繋がっていくはずであると思っております。また、非常に大切なことの一つに、子どもころからの原体験はそのふるさと志向への重要な役割を果たす取り組みだと思っております。

これからの宍粟市づくりの主役は、当然市民一人一人、そしてその原動力こそ、私はふるさと宍粟への思いであると、このように考えております。ふるさと意識を高めながら、あるいは育てながら、市民とともに誰もが安心して住み、あるいは住みたい、住んでみたい、そう思ういただけるまちの実現を目指すことが、私はふるさと宍粟、そんなイメージであります。

次に、スポーツ立市であります。スポーツという切り口で、市民が日常的に体を動かすことを通じて、健康づくりや仲間づくり、生きがいづくりに繋がり、さらに草の根的なコミュニティ助成機運の定着化を図るものであります。

スポーツをする、見る、学ぶ、支える、さらにもてなすの合言葉で市民の皆様がそれぞれの立場で自分にできることを見つけていただきたい、そういった中で、健康で生きがいのある生活が送られ、活気にあふれた元気な地域になる、そういうスポーツ立市とこういう意味であります。

その具体であります。具体の取り組みとしてどうかということではあります。平成27年度予算の中でもお示しをしておるとおり、ウォーキング・ジョギングのためのモデルコースの設置や、誰もが気軽にできるラジオ体操の推進、あるいは音水湖でのカヌー教室の拡充など、取り組む予定としております。

さらには、中長期視点に立った計画も、今後、必要と考えており、先ほどお話のあった、例えば市民総参加によるスポーツに関する振興計画の策定につきましても、今後、次なるステージへのステップとして検討をしていきたいと、このように考えております。

その他の御質問については、参事並びに担当部長よりお答えをさせていただきます。

議長（岸本義明君） 高橋参事。

参事兼企画総務部長（高橋幹雄君） それでは、残りの質問につきまして、御回答させていただきたいと思えます。

まず、1点目でございますけども、予算の編成方針についての御質問でございます。

平成27年度の予算につきましては、将来の財政健全化を見据えながら、地域の活性化に向けた新たな施策を実施していくなど、人口減少や過疎化への対応を最重要課題であると捉えまして、元気な地域を目指しまして、個性豊かで活力に満ちた強い自治体づくりということを方針として編成をしたものでございます。

今後の人口減少による税収減や平成28年度からの普通交付税の段階的縮減を見据えますと、歳出の抑制をはじめとして、これまでの行財政改革を引き続き進めていく必要があるという姿勢には変わりはありません。財政の健全化と地域の活性化への取り組みを双方にらみながら、今やるべきことをしっかりと捉えて実施していくということが重要であるというふうに考えております。

続きまして、2点目でございます。前年度に比べましての増額要因ということでございます。

先ほども申し上げましたけれども、建設事業でありますとか、情報システムの構築といった臨時的な事業については、今やらなければならないものは取り組むということで積極的に計上をさせていただいております。

それから、ふるさと納税や地域おこし協力隊など、収入の確保が確実に見込めるものについては、積極的に計上しておりまして、その結果として増額になったということでございます。

続きまして、3点目でございます。市債の発行額についてでございます。

市債の発行額につきましては、将来の財政健全化を見据えつつ、地域の活性化のために、今、取り組む必要があると判断したものを予算計上したことによりまして、一般会計予算におきましては、約4億4,000万円の発行額が元金償還額を上回るという結果になっております。

ただ、特別会計、企業会計を加えました全会計で見ますと、約5億6,000万円、発行額が償還額を下回る見込みであるということで、財政の健全化は一定確保できているというふうに考えております。

続きまして、消費増税と社会保障との御質問でございます。

介護や子育てなど社会保障4経費関連の事業費は、平成26年度の当初予算では約

50億4,000万円というふうに計上しておりました。平成27年度、今回の当初予算におきましては、約52億3,000万円ということで、約1億9,000万円の増となっております。

続きまして、ふるさと納税の関係でございます。

少子化対策・子育て支援へのふるさと納税の活用が少ないのではないかという御質問でございました。

今回の当初予算には、当初、出会い応援事業でありますとか、消防団の婚活イベント事業につきましても、ふるさと納税のこの寄附金を活用して計上するというところで予定しておりましたが、国の地方創生に関します交付金が補正がございまして、その部分を3月補正に回したという結果、活用額が極端に減ったという形になってございます。

結果的には、平成27年度当初予算において、十分な活用ができていないということでございます。これから設置いたします地域創生の本部の中で、中心的な課題としてそのことについてはよく議論・検討をしながら、来年度に策定いたします地域版総合戦略の策定の中で、少子化対策全般を検討する中で、その活用を十分に図っていききたいというふうに考えております。

それから、最後、新規拡充事業の二つ目の県有地跡地事業の費用対効果についての質問でございます。

今回の具体的な整備内容につきましては、高速バス利用者のための駐車場及び公衆トイレの設置、それからイベント時の臨時駐車場など、多目的な広場の整備等を考えております。

近年、山崎インターから阪神間等へ高速バスを利用するということが高まっており、先般の行政懇談会等の場におきまして、市民の皆さん方から駐車場の設置というものの要望もいただいております。市民ニーズに応えるべく整備していくというものでございます。さらに、イベント時に不足している駐車場として活用することで、整備するものでございます。

その効果といたしましては、高速バス利用の利便性が高まることにあわせて、今回、高速バス利用者の通勤・通学補助をあわせて行うことにより、定住人口の増に繋げていきたいと考えております。

また、イベント時の臨時駐車場といたしましては、市内の今の渋滞を緩和し、観光客の利便性の向上に繋げていくことで、交流人口の増にも繋がっていくというふうに考えております。

残りの御質問につきましては、関係部長さんのほうからお願いしたいと思います。  
議長（岸本義明君） 中岸まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長（中岸芳和君） それでは、私のほうからは新規、拡充事業の中の地区コミュニティ醸成支援事業の概要について、御説明のほうをさせていただきたいと思います。

まず、この事業につきましては、一つには地区コミュニティの活気を取り戻す、また、活動を継続するという狙いとしております。これにつきましては、補助金上限額を20万円としまして、地区自治会等が主体となって行っている活動で、コミュニティの醸成に繋がる活動経費、また、その活動に必要な施設の経費等の補助を実施しようとするものでございます。

さらに、二つ目としまして、地域活動の連携や保管を助長する話し合い活動として、補助金上限額を15万円として助成を考えております。これにつきましては、合意形成に必要な話し合い等の経費、また先進地調査等を実施するための経費に対する助成を考えているものでございます。これらを市内にあります旧村、また旧町を地域とする15地区分を計上しておりますので、合計35万円掛ける15地区で525万円を計上しております。

議長（岸本義明君） 岡崎教育部長。

教育委員会教育部長（岡崎悦也君） 私のほうからは、ICT活用授業と教育研修所、2点についてお答えをさせていただきます。

まず、ICTの機器を活用した授業改善モデル事業でございますが、具体的内容でございますが、小学校2校、予定を今しておりますのは波賀小学校と戸原小学校でございますが、普通教室と特別支援教室に大型モニター、それからタブレット、そういったものを導入をいたしまして、ICTを活用した授業を展開していきたいと、このように考えているところでございます。

続きまして、教育研修所事業の支出の根拠でございますが、この考え方のもとには、義務教育の10年構想の後期基本計画「いきいきプラン」というものを策定しております。それに基づきまして、今般につきましては野原小学校の跡地、野原小学校を活用いたしまして、トイレの改修でありますとか、それから空調設備の導入、それから先ほど少し触れましたICT機器の導入、こういったものを考えているところでございます。

議長（岸本義明君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君）では、2回目の質問をさせていただきます。

まず、1番最初に伺った予算編成方針について、ちょっと私の通告の順番でまた戻りますけども、今やるべきものに対して積極的に支出というか、予算をつけていくということは理解できたんですけども、一方で、やっぱり財政健全化の部分では、昨年度来というか、言われているスクラップ・アンド・ビルドというか、選択と集中という意味で、新規事業はいっぱいできて、そこに対する予算措置もできているんですけども、財政健全化という意味で、無駄であるとかそういったもの、スクラップした事業、こういったものは具体的にないかというのを伺います。

次に、地域創造枠事業についての点で伺います。

市長のふるさとであるとか、スポーツ立市という思いについては、今、十分御説明いただいたんですけども、実は私が懸念しているのは、ふるさとというところ、これ教育委員会の事業にも出てくるんですけども、宍粟のよさを知りという文言が結構出てきたり、あと、いろんな福祉施策とかでも生まれ育ったまちに誰もがそこで暮らしたいとかということが結構うたわれているんです。

それは、確かにそうなのかもしれないんですけども、それはどちらかというところと結果論というか、住みよいまちとか、今いらっしゃる方々が満足というか、していれば、結果として宍粟がよいとか、宍粟で暮らしたいというふうになるんであって、前もってそれを言われてしまうと、非常に逆に言うと、定住促進という意味でいくとネガティブな情報として広く知られてしまうのではないかというふうに思いますので、もう一度ちょっとそのあたり詳しく、僕の誤解という部分も多々あると思いますので、もう一度御説明していただきたいと思います。

次に、ふるさと納税活用事業について、なぜ一番寄附をいただいている少子化対策・子育て支援の額とか事業が減ったかということは、先ほど伺ったとおり国の交付金のほうでそれを活用してということになっていると思うんですけども、これふるさと寄附金、ふるさと納税をしていただいた方々に対して、こんなところに活用していますということは、今後のふるさと納税の促進ということにも直結しますし、先ほど市長がおっしゃっていたふるさと意識、ふるさとか宍粟を応援しようと思って寄附をされた方にとっては、非常に何かそれもネガティブな情報としてちょっと広まってしまっているのではないかと思うので、何とかそこは制度設計等、まだ甘いかもしれないですけどもという感じで、どんどんこんなふうに活用していきたいところを予算化していただきたかったというふうに思うんですけども、そのネガティブな情報として伝わらないかどうかということに関しての見解をちょっと



伺いたいなと思います。

あと、最後には、新規拡充事業ですかね、の先ほどの県有地跡地の活用の費用対効果ということ伺ったんですけども、参事ならわかりかと思うんですけど、便益ですよね、B / CのベネフィットなんでBのほうが便益なんですけども、利便性を高めるとか、渋滞緩和、これもB / Cを考えるときには、やはりある程度費用換算というか、金額に落とし込んでいかないと、非常に見えにくくなってしまいます。なので、そのあたりもうちょっと便益としてどれぐらいが見込めるのか、駐車場代が有料なのか無料なのかということもあるかと思うんですけども、例えば観光客がそれでどれぐらい増えて、これまでの一人当たりの観光収益みたいなのが幾らぐらいでということが市内に還元されるとか、そういったところでもうちょっと詳しく便益をどのように捉えているかをお伺いします。

これが2回目の質問です。

議長（岸本義明君） 順次答弁を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 先ほどるる申し上げたとおりであります。それは私の思いであります。要は市民の皆さんが我がまちへ愛着を持っていただくことが誇りに繋がってくると、こう思っておりますので、そういう意味でどんどんふるさと意識の向上に向けて、いろんな施策を打っていくことが大事だとこのように思っています。

しかしながら、今おっしゃったように、そのことが決して定住という意味で、市外から住もうという方にネガティブという意味でおっしゃったと思うんですが、私はそうではなしに、それぞれ今住んでいる皆さんが我がまちを愛することによって、ようこそここへという気持ちになるんだと、このように思っております。

議長（岸本義明君） 高橋参事。

参事兼企画総務部長（高橋幹雄君） それでは、鈴木議員からいただきました3点の御質問について、御説明したいと思います。

まず、スクラップの部分でございます。

今回、やっぱりスクラップ・アンド・ビルドというのを予算編成方針の中でも基本と置きながら進めてまいっております。例えば、補助金の総点検におきましては、金額的には大きくないかもしれませんが、約500万円ほどのスクラップをいたしております。それから、特に、義務的経費を増やさないよという関係では、人件費につきましては1,400万円ほど前年度よりも減らしておりますし、公債費につ

きましても繰上償還や合併特例債などの有利な起債を活用するという中で、1億1,000万円ほど削減に繋がっているということで、そういった取り組みを進めたということでございます。

それから、ふるさと納税の関係でございます。

少子化対策等につきましては、1,000万円以上、寄附金を使わずに残っているという状況でございます。これは、今後、本当に総合戦略の中でこういったものを使うのがいいのかということ、十分また御意見をいただきながら進めさせていただきたいと思っております。今回のこういう使い方を予定していますということで、ホームページ等を通じまして、寄附された方に御報告をしていこうということで、今、準備を進めております。そういったところを少し取り組みをきちんとネガティブな状況にならないように、できるだけ表現等も考えながら御説明をさせていただきたいというふうに思います。

それから、県有地の跡地の状況でございますけれども、費用対効果をどう考えるかということでございますけれども、今のところ駐車場については無料の方向で進めております。できるだけ多くの方に使っていただくことで、阪神間等へ公共交通機関を使っていただきたいということでございます。もしくは観光の振興にも繋がっていきたい、観光客の増にも繋がっていきたいということでございます。なかなか具体的な数字を現時点でお示しできないんですけれども、観光客が増えていくといったこと、こういったこと、もしくは高速バスの利用が増えるといったことで、また数値等を把握できる範囲で取り組んでまいりたいと思っております。

議長（岸本義明君） まだありますか。

1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 最後に聞きたいと思うんですけど、またちょっと順番が入れ替わってしまいますけど、先ほど駐車場のこと無料だという御計画だということ、伺ったんですけども、以前、昨年ですかね、最上山のもみじ祭りでしたかね、のときに、どこかの駐車場を使うと、何か駐車場代としてではないんですけど、その協力金のような形でお支払いいただいて、それを商店とかに持って行って、使っていただくというような何か形があったかと思うんですけども、それは非常に有効なというか、そのお金を取る取らないということの是非みたいなのはあるかとは思いますが、そういったところで是非、もしそういったイベントのときに一部でそういうことがされていて、一部完全無料でただとめるだけということになってしまうと、ちょっとそのあたりの整合というか、利用された方というか、観光客の方に

とっても不親切であったり、不透明であったりする部分があるかと思うんで、そのあたりはちょっと制度を調整していただきたいと思うんですけども。その見解はちょっと後から伺います。

あと、先ほどスクラップしたのに関して補助金の精査であるとか、人件費、あと公債費等のことで歳出削減というか、抑制に努力された予算編成だということをお伺ったんですけども、先ほどの増額予算になった根拠というところで、臨時的なところには積極的に、あと収入が見込める確実なものはということになるんですけども、それにしてもちょっと増額分が計算が合わないんじゃないかというふうに思うんですけども、もう一度その増額予算となったところ、臨時的な部分という部分と、あとはいろいろな建設等のこともあるかと思うんですけども、それはこれまでの市政の中でわかっていた部分なんで、ちょっと臨時的かどうかということも含めてなんですが、その3点についてもう一度見解を伺います。

これで最後です。

議長（岸本義明君） 高橋参事。

参事兼企画総務部長（高橋幹雄君） 駐車場の関係でございますけれども、先ほど無料の方向でということで御説明いたしました部分につきましては、高速バスを利用される方の駐車のことによっております。

イベント等の臨時駐車場として、前回のもみじ祭りのように協力金等を取るかどうか、こちらのほうはまた産業部のほうとも十分調整をしながら検討をする必要があるかなと思っております。

ただ、少し会場から離れているといったこと、そういったことも考えながら無料にするのか、協力金をいただくのか、そういったところは十分に検討をしていく必要があるかなというふうに思っております。

それから、歳出が増えておるということでございます。もう少し原因を具体的にという御質問かなと思っておりますけれども、まず、一時的に、臨時的に増える建設的な事業ということで、今回の県有地跡地の整備事業、これが約1億円と見込んでおります。それから千種のプール温水化ということで、これで約4億3,000万円ほどを見込んでおります。それから情報システムの関係ですけども、まず5年の修理の期間が過ぎます、そういうことで情報システムを更新するというで約1億円、それから今回マイナンバーにあわせまして、市民の利便性を向上していこうということで、コンビニでの証明証等の交付、このサービスの構築費用ということで約4,500万円、それから西はりま消防事務組合で取り組んでいただいております無線

のデジタル化分、これが約2億円といった形で、これを合計いたしますと約8億8,000万円という金額になってございます。

それと、先ほども言いましたけれども、ふるさと納税、地域おこし協力隊につきましては、収入が確実に見込めるということで積極的に取り組んで、収入を確保した上で取り組んでいきたいということで、この部分が約2億円ということで、合わせまして10億8,000万円という金額になってございます。

議長（岸本義明君） 以上で、1番、鈴木浩之議員の質疑は終わります。

続いて、6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） 6番、大畑です。何点か質問をさせていただきますが、まず、予算の編成方針の中の重点項目について、何点か御質問をしたいと思います。

まず、1点目ですが、投資的経費についてお伺いをしたいんですが、新規拡充事業については、実施計画に位置づけた事業をもとに予算計上をすることとなっておりますが、千種のB & Gの温水プール事業ですとか、教育研修所の事業、こういうものは実施計画に計上されていたのでしょうか、お伺いします。

また、現在、第3次の行政改革大綱の策定に向けた懇談会が開催されておりますけれども、その改革の柱の一つであります建設事業費の抑制、いわゆるハード部門でありますとか、箱物、そういうものの抑制ということと、千種B & Gの温水プールの建設との整合性が疑問視されている意見もたくさん出ました。この行革大綱の策定との整合性について、私は問題になるのではないかなというように思っておりますが、その辺、市長の見解をお伺いしたいと思います。

それから、二つ目、予算規模についてであります。平成27年度の一般会計の歳出総額は特殊な要因を除いて、前年度の当初予算を下回るように編成するという方針でございしますが、この西はりま消防組合デジタル化負担金、千種のB & G温水プール事業など、これらを特殊要因というふうに掲げておられますけれども、特殊要因と言えるのかどうか、何が特殊要因なのかお伺いをしたいと思います。

また、仮に、これを特殊要因として除いたとしても、私は計算上、前年度の当初予算を上回る予算規模ではないかなというふうに感じますので、その辺の御説明をお願いしたいと思います。

それから、三つ目、補助金事業の総点検を行うことで、補助金の精査をしていくという方針でございしますが、その精査をされた額はどのくらいになるのでしょうか。それから、また補助金の公募制についても検討するというふうに書いてございしますが、この公募制になった補助金はあるのでしょうか、お伺いをいたします。

それから、四つ目、今年度の地域創造枠事業、昨年に比べまして約2.5倍、1億2,300万円相当が予算計上されておりました、その効果を期待したいところでございます。しかし、昨年このプロジェクトの柱の大きな一つでありました地産地消・いきいき農業プロジェクトというものがなぜか1年で姿を消しております。この辺について御説明をいただきたいというふうに思います。

私は、今こそ、こういうときだからこそ、農業振興を図らなければいけませんし、そのための食糧の自給率の向上、あるいは地産地消の推進になるような事業、それから市内の農産物への消費の喚起を促して、地域農業の活性化や経済の活性化をさせるべきではないかなというふうに思いますが、その辺についての御意見をお伺いしたいと思います。

それから、五つ目ですが、障害者の優先調達の問題でございますが、今年度の目標額が幾らになるのでしょうか、教えてください。

当初予算の中には、昨年より随分増額予算が計上されております。これは大変喜ばしいことでございますけども、私はこの予算の中身を見たときに、調達に取り組む部局が非常に少ない、限られているというふうに思います。行政が障害者の福祉計画の先導的な役割を果たすという意味からも、全ての部局がその役割を理解すべきではないかというふうに思うわけですが、一部に偏っているところについての説明をお願いしたいと思います。

次に、環境施策と地域経済の活性化という点で、今年度、宍粟材の普及支援ということで、CLT工法の活用の取り組み、こういうことを新たにさせていただいておりますので、これも非常に期待をしたいというふうに思っております。

さらに、木質バイオマス資源の地域内循環とか利用を促進する必要があるというふうに思っております、ペレットストーブの設置、あるいはボイラーの導入、こういうことを積極的に果たしていただきたいわけですが、ペレットの普及施策はなかなか見い出せない、これについての説明をいただきたいというふうに思っております。

それから、消費者行政とこれも地域経済の活性化という視点でお伺いをしますが、地域経済の構造的な問題点として、私はお金が地域の中に残らない、外に出てしまっていると、または地域内をお金が循環をしないというところに、地域の経済の脆弱さがあるんじゃないかというふうに思います。

地域経済に好循環を生み出すような消費行動というものが消費を喚起するというふうに思いますので、そういう意味では、消費者教育あるいは啓発、そういうもの

に力点を置く消費者行政の推進というのは非常に重要ではないかなというふうに思いますが、その辺の見解をお伺いしたいと思います。

また、地域経済の活性化を目的に、本年度プレミアムの商品券の取り組みがされると思いますが、この取り組みは地域内にお金が循環する仕組みの制度設計なのかどうか、御説明をお願いしたいと思います。

最後に、第6期の介護保険事業計画についてお伺いしますが、6期のこの事業計画の中に、新たに介護保険施設、特養の整備が見込まれております。現実的に入所待機者が多いということとか、今後の入所の必要性が高まるということ想定されているということは、現状ではわかるんですが、午前中の議論でもありましたように、給付費が増大をしますと保険料が大幅にアップをするという、そういう板挟みでもあります。

そういう意味で、私は今こそ発想の転換して、施設をどんどんつくっていくのではなくて、24時間の対応型の訪問介護事業所とか、あるいは在宅と施設の間、中間の施設を、大きなものをつくるのではなくて、ミニサイズでつくっていく、これも空き家ですとか、この間の公共施設の利用が十分進んでいない、そういうものを活用しながら給付費の抑制、あるいは保険料の負担軽減を目指す方向に変えていくべきではないかなというように思います。その辺についての御見解をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（岸本義明君） 大畑利明議員の予算質疑に対し、順次答弁を求めます。

高橋参事。

参事兼企画総務部長（高橋幹雄君） それでは、大畑議員の御質問にお答えいたします。

まず、実施計画の関係でございますけれども、実施計画につきましては、毎年10月ごろに策定しておりまして、温水プール、それから教育研究所についても計上したものでございます。

それから、次期の第3期の行革大綱の中で、今、検討項目に上げております建設事業費の抑制ということについての整合性、整合の問題についてでございます。

先ほども御説明いたしましたとおり、この建設事業費といいますのは、年度によって非常にばらつきが出てまいります。大きな事業が出てまいりますと予算額が膨らむといったこと、また、逆の状況もございます。

そういった中で、これを特殊要因ということで除いてしまいますと、建設事業費

がどんどん増えていくということも懸念がございます。そういったことで、今回、次期の行革大綱の中で検討しておりますのが、そういった建設事業費を、例えばすけども、一定の年限の中である程度枠の中で抑制するといったコントロールをするような仕組みというか、目安といいますか、そういったものがつくれないかなということ、今、検討をいただいているという状況でございます。

それから、特殊要因というものがどういったものかということでございますけれども、通常年と比較いたしまして、その要因が複数年度に継続するものでないということや、前年と比較して明らかに負担増となるという理由があるというもので、その年度に一時的に増額となるという要素を示しているというふうに理解してございます。

そういうことで、そういった建設事業費と、それから特殊要因のもう一つとしては、先ほど言いましたように、積極的に収入を確保する中で、確実に収入を増やす中で取り組めるものについては、歳出が一定増えるということもそれは特殊な事情として考慮してもいいのかなというふうに考えております。

続きまして、補助金の総点検による精査の結果、それと公募制となった補助金があるのかという御質問でございます。

今回の予算編成に当たりましては、補助金事業について、その目的の達成に有効な補助金になっているかとか、妥当な補助率であるかとか、そういった視点で検証を進めてまいりました。そのことによりまして、今回は、補助金事業としては約500万円のスクラップといいますか、廃止を行ったということでございます。

それと、公募制の導入についてでございますけれども、これにつきましては、環境市民プロジェクト推進補助金、これにつきましては平成27年度から公募制を導入するという形で切り替えるという形にしております。

それから、障害者の就労施設の優先調達の関係でございます。平成27年度の目標額についてですけれども、現時点では、約250万円程度で検討を進めておるという状況でございます。

それと、全部局で取り組めていないのではないかということでございますけれども、まだ2、3の部局で予算化ができていない部局が実際がございます。これにつきましては、平成25年度のこの制度をスタートしたときに、障害者優先調達推進連絡会議ということで、庁内の全部局が入りました連絡会議を持っておりますので、この中で趣旨徹底して全ての部局で取り組めるように努力してまいりたいというふうに考えます。

以上です。

議長（岸本義明君） 船引市民生活部長。

市民生活部長（船引英示君） 私のほうから環境施策と地域経済の活性化の中で、ペレットストーブ、それからペレットボイラーの導入を図るべきではないかと、それからまた、ペレットの普及施策についてということでお答えをしたいと思います。

ペレットストーブの設置、それからペレットボイラーの導入促進につきましては、これまでも公共施設を中心に、民間の導入も含めまして補助金で取り組んでいるところでございます。結果としましては、学校へのペレットストーブの導入が平成26年度末で81台、それから民間での導入補助につきましては、現在11台となっております。

また、ペレットボイラーにつきましては、平成23年度に「まほろばの湯」への導入をはじめ、「伊沢の里」へのペレットボイラーの導入を行っておるところでございます。民間への導入促進につきましても、補助で1件実績となっております。

それから、ペレットストーブの公共施設への導入につきましては、引き続き平成27年度におきましても5台を購入予定としております。また、千種認定こども園にも配置する予定にしております。また、千種のB & Gプールでの木質バイオマスボイラーの導入も検討されております。

また、木材の関連業者におきまして、ペレットの製造装置の導入も計画をされているところでございます。

いずれにしましても、ペレットの普及促進の施策につきましては、まずは公共施設へのストーブの導入とPR効果として図って、市民への普及促進を図る中で、ネックとなっておりますペレットの購入価格の低廉化・安定化に向けて、関係事業者との協議を進めてまいりたいと考えております。

議長（岸本義明君） 浅田健康福祉部長。

健康福祉部長（浅田雅昭君） それでは、私のほうから第6期の介護保険事業計画についての御質問にお答えをさせていただきます。

議員御指摘のように、居宅サービス、あるいはまた地域密着型サービスなどの在宅サービス、この充実に向けた取り組みは、これは必要というふうに考えております。そのため、今期の第6期の計画におきましては、地域包括ケアシステムの構築に向けた具体的な取り組みも計画に入れております。

ただ、介護サービスの中には、従事していただける人の確保が難しいという状況の中で、市内において提供できる事業所がないサービスもございますので、今後、



有資格者で未就職者の方への働きかけなども行っていきたいというふうに思っております。

施設整備につきましては、待機者の状況であるとか、将来見込みの精査を行いまして、必要な分についての整備について今期の第6期の計画に盛り込みをしております。

以上です。

議長（岸本義明君） 西山産業部長。

産業部長（西山大作君） 議員御質問いただきました大きく2点、まず1点目が、「地産地消・いきいき農業プロジェクト」、これの関連について御報告をさせていただきます。

今年、平成26年度実施をいたしてまいりました大きく「ファームマイレージ事業」並びに「就農・定住前田舎暮らし研修事業」につきましては、平成27年度、事業制度を一部見直す中で、「宍粟産物販売促進事業」並びに「就農・定住促進事業」として、今回は国の大きな地方創生の動き、この連動とあわせまして、「地方創生先行型交付金」、この事業の中でくくらせていただいております。引き続き取り組むこととしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

いずれにいたしましても、地域農業の再生ある強化を図るために、市内はもとより市外での消費拡大をあわせて図ることで、農家の方々の生産意欲向上とあわせまして、出荷の農家の育成とともに、地産地消等の向上に努めてまいりたいというふうに思っております。

平成27年度実施をいたしました学校給食における地産地消率の向上等を目指しまして、北部に学校給食用の冷蔵庫を1台設置をしております。

また、あわせて6次産業化を目指そうということで、ブルーベリーの搾汁機、これも1台導入をして利用をしております。

また、新たなレシピをつくろうということで、7種類の商品も事業者の方に開発をしていただいたりと、そういう経緯もございますので、引き続きまして、民との活用とあわせてソフト事業で事業者を支援しながら、積極的なPR活動、これを引き続いてやっていきたいというふうに思っております。

それから、あわせまして、もう一つの地域産業に好循環を生み出すような消費者行政を推進すべきではないかという御質問でございます。

生産から消費に至る一連の社会構造を地域循環型として推進することは、議員指摘のとおり、宍粟市の発展と活性化に大きく寄与するものと考えておるところであ

ります。

今後もこれらの取り組みを継続して、推進、支援するとともに、推進強化策として地元消費者の方々が穴粟産を意識して購入できる仕組みづくり、穴粟産物販売促進事業に取り組むとともに、ふるさとの野菜づくり、いわゆる「畑の教科書」を発刊いたしまして、農家とあわせまして消費者の方々にも穴粟市産の農作物に関心を持っていただくということに繋がるというふうに考えておるところであります。

いずれにいたしましても、生産から流通、販売、消費にかかわる全ての市民や事業者が市内循環型社会を意識・実践できるように、これからも推進してまいりたいというふうに思っております。

続きまして、平成27年度に取り組めますプレミアム商品券のことについてでございますけども、先日の代表質問で答弁を一度させていただきましたので、概要のみ御説明をさせていただきます。

このたびの「地域消費への喚起型・生活支援型」として発行しますプレミアム商品券、平成21年度に発行した前回のプレミアム商品券、この事業の今回は一部反省を踏まえた上で制度設計をするように、今、関係機関と最終調整を行っておるところであります。

今回は、登録店舗の多くが、前回は食料品や日用品、この事業者等が中心でありました。そのために新たな消費喚起が起こりにくかったと、そういう課題も見つかったところでもあります。そのため、このたびは一つの例で言いますと、商工会とも早い段階から調整を行いながら、高齢者のお住まいのバリアフリー化やトイレの多機能強化、いわゆる住まいのリフォームにも利用していただけるよう幅広い事業者の方々への登録、これも呼びかけて、なるべく多くの事業者等の参加もしていただきたいというふうな予定をしておるところであります。そうすることによりまして、商品券の魅力もよりアップするのではないかなというふうに考えております。

また、前回は小規模店と大規模店と全店共通券、それぞれ半々の割合で交付をしていただきました。今回は小規模店の比率を、より高めたセット販売を今のところ想定計画をしております。市内経済の循環に、より役立つように実施をしていきたいというふうに思っております。

それから、加えまして、各商店等事業者の方々並びに商店街におきましても消費喚起セール、こういった地域にお金を落とさせていただくための取り組みを自ら積極的に考えていっていただきたいということも、商工会の懇談会の中にも出ておりましたので、そういうことも含めて一体的に推進していきたいというふうに思ってお

ります。

以上です。

議長（岸本義明君） よろしいでしょうか。

6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） 2回目お願いいたします。

議長（岸本義明君） 2回目いいんですけども、今ので疑問点解けませんでしたか。

6番（大畑利明君） 今から聞きます。

議長（岸本義明君） 疑問は答えたんですけど、まだ足りませんか。

6番（大畑利明君） はい、2回目にちょっと入らせていただきます。

疑問だけじゃないです。お願いも含めてなんですけど、まず、参事のほうから実施計画のお話がありましたので、私、ちょっと小委員会のほうにはメンバーに入っておりませんので、できますればその実施計画を委員会に提示いただけるでしょうか、お願いをしたいと思います。

それと、特殊要因と建設事業費との関係いろいろお話があったわけですが、収入が見込めるものについてはという、特殊要因としてというお話がございましたが、一つプールを取り上げれば、確かに収入の見込みはありますけども、ただ、今の計画で2,000万円ぐらいの赤字でもって運営しなければいけないという状況がありますので、その辺はどのように捉えてあるのか、もう一度教えていただきたいと思えます。

それと、補助金の関係幾つか精査をいただいていると思えますが、私たちがいただいている資料の中で、補助費は全体として前年度より3億から増えております。この辺の関係が少し、いろいろ精査された中であるとは思いますが、増えている要因について、もう一度教えていただきたいと思えます。

それと、農業の関係なんですけど、いろいろな事業が散りばめられているあることは承知をしておりますけども、やはり、今のこの中山間地域での農業の置かれている現状から見て、果たしてその事業でいいのかなという疑問を持っております。

今後、またTPPの関連で、どんどん価格が低下をして、価格競争が始まっていく中で、本当にこの中山間の農地が守っていけるのかというような視点からいうと、なかなかその今の「人・農地プラン」も宍粟では進捗が十分じゃないと思うんですね。ですから、やはり本当の地域創造枠としてプロジェクトを設けられておるのであれば、そこをしっかりと軸で事業をやっていただきたいなというふうに思うので、この辺部長のほうはもう委員会のほうで聞けますので、ちょっと申しわけない

ですけど、市長のほうから御答弁いただけたらというふうに思っております。

それと、もう1点、市長のほうからお願いしたいのは、障害者の優先調達、これも目標額さらに上を目指して頑張るというお話もございましたが、やはり市長のお声かけで全職場に徹底をしていただきたいなど。それぞれの職場が、やはりこの障害者の地域での自立を支援するんだというのが、やっぱり職場で働きながら自分のところに引き寄せて考えられることが非常に重要であるというふうに思うので、単に私は目標額を上げてくれということだけを言っているのではなくて、やっぱり同じ人間として仕事をしているわけですから、そのところを考えていくという、そういう機運を是非高めていただきたいということでのお願いでございます。

それから、環境施策ですが、確かに機器についての導入はどんどん図られていることは承知をいたしておりますが、ペレットですね、おが粉をペレット化していく、その製造のほう非常に間に合っていないというふうに思っています。

値段のことを先ほど部長が言われました、それが根本原因にあるんかもわかりませんが、せっかく市内で多くの製材業があっておが粉ができ、そして、それを加工する製造の技術もあるわけでありますが、ペレットの調達が市外からというような現状では、本当に市内の産業として発展しないというふうに思いますので、この辺は市内での製造が高まるような施策を是非お願いしたいというふうに思います。

これはゼロエミッションの構想の中にも、しっかりそのことはうたってあるわけですから、廃棄物をゼロにする、その構想をしっかりと進めていただけたらというふうに思います。

あと、もう1点だけ申しわけございませんが、消費者の観点からということで、同僚議員が代表質問のときにも申しました、ふるさと納税の商品の選考の場にも消費者の視点で商品選考ということができないだろうかという質問のときに、ちょっと答弁をいただけてなかったというふうに思いますので、ちょっと通告はしておりませんが、消費者の視点で今のふるさと納税の商品選考に入れられないかということについての御質問なんで、お答えいただけたらと思います。

以上です。

議長（岸本義明君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 障害者就労支援、これにつきましては参事もお答えしたとおり、連絡会議の中で再度全部局が取り組めるよう努力していきたいと、このように思います。

それから、2点目の地産地消も含めたT P Pを含めた農業の活性化を含めた、こ

れからのあり方でありますが、いよいよ地方創生戦略を描いていく中で、農業、林業、あるいは観光、あるいは地域の自立と、そういった面も非常に各方面で重要な部分があります。とりわけ、農業は非常に大きな市の活力の今後の重要なポイントだと思っておりますので、そういった中で、今後の農業のあり方についても含めて検討を加えていきたいと、このように思っています。

議長（岸本義明君） 高橋参事。

参事兼企画総務部長（高橋幹雄君） それでは、大畑議員のほうから御質問がありました3点ほどについて、御説明させていただきます。

まず、実施計画のほうですけれども、議会のほうに提出させていただきたいと思えます。

それから、補助金の関係ですけれども、先ほどスクラップによって約500万円ということの説明いたしましたけれども、補助金総額を見てまいりますと、そういった積極的にスクラップしたものの以外にも、当然、もう事業期間が終わって補助金が終了するといったものもございます。逆に、新規に補助制度を設けておるものもございます。トータルで考えますと、平成26年度と平成27年度を比較いたしますと、補助金総額は約7,800万円の減になっておりますので、今回、補助金総額としては抑制ができていくというふう考えております。

それから、2点目の特殊要因の関係で、2,000万円の赤字というのは、これはどういう意味でしょうか。

議長（岸本義明君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） 赤字というのは適当な言葉やないですが、運営費、温水プールを利用される方の年会費とかの収入を見込む、それから、こちら側がどういう体制でこれから指定管理にされるのかははっきりわかりませんが、その人件費とかいろんな運営にかかる費用、それを相殺しますと2,000万円近くのマイナスになるという意味でございます。

議長（岸本義明君） 岡崎教育部長。

教育委員会教育部長（岡崎悦也君） 私が所管をしております千種B & Gの温水プールの件で御質問でございますので、お答えをさせていただきます。

先ほど議員御指摘の収入と運営に係る経費については、御指摘のとおり、今の構想の計画の段階では年間の歳出見込みを2,200万円余りというふうに見ております。収益の見込みにつきましては390万円程度というふうに見込んでおります。ただ、健康利用の部分で、この効果の部分では一般利用、ウォーキングの高齢者の健康に

関する効果額というような形で1,500万円程度の効果があると、このように見込んでいるところでございます。

議長（岸本義明君） 西山産業部長。

産業部長（西山大作君） 先ほど御質問のありましたふるさと納税の産品の選考の関係でお答えをさせていただきます。

今回、この平成27年の4月1日からの目標ということで募集をいたしまして、現状では20事業所余り、品数では70品目以上がそれぞれ事業者の方等から提案をいただきました。

それで、今、選考最中でございます。初回から比べますと、非常に事業者の方も工夫をしていただいて、非常に商品化といたしますか、見ばえもよくしていただいて工夫もでございます。今、御提案ありましたように、消費者という立場で表現していかどうかわかりませんが、そういう立場の方に決して参戦していただいたら悪いというようなものではないと思いますので、どういう形で今後やっていくかも含めて、次回からはまた検討させていただきたいと思います。

議長（岸本義明君） 船引市民生活部長。

市民生活部長（船引英示君） 私のほうは、ペレットの材料の調達につきまして質問がありましたので、お答えしたいと思います。

ペレットの材料につきましては、市内の製材業の方々からのおが粉が中心に調達しまして、政策をしている段階であります。一部、市外のほうから、その材料を調達するような傾向にあるということが承知をしております。

今後におきましては、関係事業者と十分調整を図りながら、市内で調達できるように調整を図っていきたいと考えております。

議長（岸本義明君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） 先ほど教育部長からそういう説明がありましたので、それを受けて参事のほうから申しわけないですが、見解をいただいているので。

議長（岸本義明君） 高橋参事。

参事兼企画総務部長（高橋幹雄君） 公の施設につきましては、今後の指定管理の方法とか、こういった運営をしていくのかということについて十分検討もあわせてしていく必要があるかなと思っております。

ただ、公の施設といたしましても、全て収益で賄えるかということ、なかなか難しい面があるかと思っております。この点につきましては、先ほど教育部長のほうからも御説明がありましたけれども、やはり健康づくりといった面で、市民の方々のそうい

う収益とはまた別のところで税金を投入してやっていくということも必要かなと思います。

そのことが、例えば介護予防等に繋がって、全体として介護経費も減るといったことになるといったことも考えられますので、そういうふうに私としては理解しております。

議長（岸本義明君） 以上で、6番、大畑利明議員の質疑を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

午後2時45分まで休憩いたします。

午後 2時28分休憩

---

午後 2時45分再開

議長（岸本義明君） 会議を再開する前に、先ほど市長から話もありましたように、本日は東日本大震災の発生から丸4年になります。この震災により犠牲となられた間接、直接問わず全ての方々に対し、哀悼の意を表すべく1分間の黙禱をささげ、御冥福をお祈りしたいと思っておりますので、その場で御起立の上、黙禱をささげますようお願いいたします。

では、午後2時46分、黙禱始め。

（黙 禱）

議長（岸本義明君） お直りください。ありがとうございました。

では、会議を再開いたします。

続いて、13番、岡前治生議員。

13番（岡前治生君） 13番です。私は、市長のこの前の施政方針から私なりに新年度予算のキーワードになるかなというふうなところを4点ほど書き抜いてみました。

私も予算委員会に入る予定になっておりますので、市長や教育長の答弁をお聞かせ願えたら、それで十分かと思っております。

まず、教育研究所なんですけれども、これを読んだときに、私なぜかなというふうなことを思いましたのと、やっぱり教育委員会なり行政が使うということになったら、結構財政が厳しいと言いながら、4,000万円もかけて大盤振る舞いしてんやなというふうな印象が第一でした。

それで、この間千種も波賀も統廃合が進んで教職員の数そのものが減るのに、なぜこんな大規模な教育研修所を早速もう廃校すると同時にというふうな形で展開さ

れるのか、私はもっと野原小学校のような利便性の高いところについては、それぞれ地元の意見も聞いて、どのような利用方法が一番いいのか、私が地元でよく聞くのは、せっかくだから老人ホームに改造してもらえないだろうかとか、自分たちが使えるようなものというふうなことをよく聞きますけども、なぜ教育研究所なのか、そのあたりの理解にちょっと苦しみますので、市長、大きな理由があるのであればお答えください。

それと、市長の施政方針は、13カ月予算というふうに、この前議決された補正予算とあわせてのあれになっておりますから、そちらのほうも含めて説明されております。

それで、次は通勤・通学助成についてであります。

私がこれを見たときは、通学助成という言葉に大変興味を持ちました。以前にも同じ宍粟市になってから、同じ高校に通うのに一方では2万円の定期を払って通う高校生がある一方で、徒歩通学、自転車なり、それで全くお金をかけないで通学する生徒がいるということはおかしいじゃないかというふうなことを1期目の白谷市長のときにしました。そしたら、白谷市長はそのとき、私の子どもは今はいませんが、龍野実業に行きましたけども、自転車で通いましたよというふうなことで、まるで波賀や千種からでも山崎まで自転車で通ったらええやないかというふうなことを言われたのを思い出します。

内容を聞いてみますと、要は神戸近辺に通勤であるとか、通学する勤労者や大学生や専門学校生に対しての通学助成と聞いて、私ははっきり言ってがっかりしました。ないよりはましな制度であるけども、本当に生きた公費になるのだろうか、そういうふうに思いました。その点、市長はなぜ、その同じ市内の高校生でそういう実態があるのに、そこを助ける、援助をする前に、外に出て行っていると言ったら語弊がありますけれども、京阪神へ通勤や通学する方を優先してそのような対応をされるのか、お聞かせ願いたいと思います。

それと、保育所保育料についても近隣より安くしますよというふうなことを言われておりますけれども、もう近隣より安くではいけないですよ。この前も新聞に出ておりましたように、この間も皆さん言われておりますように、どうせやるなら南あわじ市のように保育料を無料にするとか、そういうふうな本当の意味で子育てのしやすいまちにしていかなければ、安くしますよだけでは、今の子育て世帯のニーズに答えていることにはならないと思います。

それと、4点目は、包括支援のケアシステムを構築するというのも書いておら



れますけれども、包括的なケアシステムというものを考えた場合に、まず、病気であれば医療機関にかかる。それで、退院できたら今度は家の中で食事であるとか、排せつであるとか、入浴、こういうことが保障されて初めて居宅で生活ができるわけでありましてけれども、そういう中で、包括的に考えようと思って自分の住みなれた家でぎりぎりまで生活しようと思えば、やはり食事というのがすごくネックになってくるわけですね。

ホームヘルパーさんの主な仕事も食事という場合が多いわけですが、その場合は、要介護認定を受けなければヘルパーさんの支援というのは受けられないわけで、介護予防という意味で、栄養の整った食事を予防的な意味で届ける、365日2食届けている自治体もありますけれども、そういうふうなことを考えて初めて包括的なケアシステムが整うというふうなことになるんじゃないかなと思いますので、私はそういう意味で、その食というところにもっと重点を置いて施策の展開をしていただきたいと思います。

以上、4点、市長答弁をお願いします。

議長（岸本義明君） 岡前治生議員の予算質疑に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 岡前議員の予算質疑で4点ありますので、考え方を問われている部分がありますので、私のほうでお答えをさせていただきます。

1点目の教育研修所の関係であります。学校規模適正化において、跡地利用ということも含めてであります。これまでも地域の皆さんを含めてこういうお話をしております。繰り返しになりますが、まず、跡地につきまして市で使うかどうかという1点目の判断。2点目は、地元で使っていただけるかどうか。3点目は、それでもかなわない場合は、売却も含めて民間活力を導入すると。こういう視点でそれぞれの地域とお話し合いをさせていただいております。

そういう中で、野原小学校については、御承知のとおり穴粟材等々を活用した非常に特徴的な施設であります。特に先ほどおっしゃったような森や、あるいは清流に囲まれた立地環境を総合的に判断して、今後、その地域の活性化も含めまして、市の施設として活用していくことを決定したところであります。その第一段階として、今回教育研修所を移転して機能充実を図って、先生方のより学ぶ場を提供していきたい、あるいは機会を充足していきたいと、このように考えております。

今後は、さらに教育研修所のスペース以外もありますので、そういったところを地域の歴史や、あるいは森、そういった地域資源を活用する中で、とりわけ森林セ

ラピーということで、間もなく認定がなされると思うわけではありますが、そういったガイドの養成であったり、あるいはボランティア団体による利用を含めて、地域の活性化に繋がるよう、さらに地域と十分協議をしながら、有効的な活用を図っていきたいと、このように考えております。

2点目の通勤・通学であります。今回のこの事業につきましては、宍粟市への定住をまず目的として、この事業を定めたところでありまして、より元気な宍粟市をつくっていききたいと、こんなことでありまして、通勤であったり、通学、遠隔地のそういった支援をしていくということではありますが、もちろん、今始めたところでもありますので、始めようとするところでもありますので、今後、動く中でいろんなことをさらに加えていく中で、よりいいものに仕上げていく必要があるだろうと、このように考えております。

しかしながら、市内の高校生のことにつきましては、今、公共交通の再編で概ねの方向が出ておるところではありますが、その中で、支援制度を検討していきたい、このように考えております。

次に、保育料の無料化の問題ではありますが、当然、所管としては教育委員会ではありますが、大きく市政の問題でもありますので、問われておるんじゃないかなと思うんですが、御承知のとおり、南あわじ市は4月から3歳から5歳児の保育料の無料化を実施されると、こういうことではありますが、宍粟市におきましても、今回提案しておりますとおり、低所得者への負担軽減であったり、多子世帯への軽減策、そういった見直しも行っておるところであります。

ただ、国のほうでもまだ流動的ではありますが、いろんな検討がなされております。3歳から5歳の幼児教育・保育の利用料の無償化も検討がなされておるところでありまして、いつそういった方向が最終結論出るのは別にしまして、そういった動向を見ながら保育料の検討はせないかなと、このように思っておりますが、現段階では、保育料の無償化までは考えておりません。

次に、包括支援のところでお話があったとおり、食というのは生きていく上で非常に大事な部分でありますので、そのとおりだと思います。民間事業者においても会食サービスもいろいろ行っていらっしゃると思いますので、行政と民間との役割分担も含めて、ただいまおっしゃったことも含めて検討していきたいと、このように思っています。

議長（岸本義明君） よろしいでしょうか。

以上で、13番、岡前治生議員の質疑は終わります。

続いて、8番、西本 諭議員。

8番（西本 諭君） 私のほうは、施政方針の1ページ、「地方人口ビジョン」、そして、「地方版総合戦略」の策定についてということで、市長にお伺いしたいと思います。

平成27年度施政方針には、重要かつ必要な事業展開の方針が示されております。しかし、その一方で、国県の流れをくむ総花的な事業展開に私には見えます。私自身はもっと刺激的な予算を創造しておったんですけども、そういう意味で、これから総合戦略等を練っていくわけですけれども、そこで宍粟市の2060年までの「地方人口ビジョン」、そして、5カ年の政策目標であるところの「地方版総合戦略」の策定に置いて、市長が考える基本的な考え方、そしてまた、宍粟市においては特徴的な政策を打ち出していけるのかどうか、その辺を確認しておきたいと思います。

以上です。

議長（岸本義明君） 西本 諭議員の予算質疑に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 西本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

施政方針でもいろいろお示ししておりますが、何とも刺激がないんじゃないかな、もっとしっかりせえやという激励をいただいたと、こう思うんですが、「地方人口ビジョン」と「地方版総合戦略」の基本的な考え方ではありますが、繰り返しになって申しわけないんですが、全国的に人口減少する中で、いかに地域経済を活性化して一人一人が安心して暮らすことができるまちづくりによって、人口減少に歯どめをかけるということが非常に重要であると、このように考えております。

特に出生率についても1.58まで下がっておる状況でありまして、それをいかにして引き上げるかということで、子育て環境の整備が非常に大事だろうと、このように思っております。

1点目はそういうことではありますが、特に2点目は、大学等に進学するために転出する若者をいかに呼び戻すための、いわゆる雇用の場の確保、これを重点的に取り組むことも大事だろうと、あわせて宍粟市を選んでいただける魅力ある街にしていくことが必要であると、大きくこのように考えております。

その中で、まず1点目の出生率の引き上げにつきましては、その要因の一つとなっておる晩婚化対策が非常に重要であると、このように考えておりまして、今日まで社会福祉協議会にお願いしている婚活事業でいろいろお世話をいただいたり、最大限努力をいただいておりますが、それにも加えて平成27年度からは、

出会いの場づくりとして支援する「出会い応援事業」であったり、消防団の皆さんを対象とした婚活イベント事業、そういったものを取り組んでいきたい。さらに、またそれらの拡充が必要と、このように考えております。

また、子育てにおける経済的負担の軽減として、早くから他市に先んじて医療費の助成も行ってきておるところでありまして、特にこの平成27年度におきましては、保育所と幼稚園の保育料の一層の軽減を図っていききたいと、このように考えておるところであります。

これらの出生率を上げる施策は、なかなか一挙に効果があらわれるとは思っていないわけでありまして、当然時間がかかるわけではありますが、今後、私たち含めて市民の皆さんと知恵を絞りながら、息の長い取り組みとして進めていく必要があると、このように考えております。

2点目の雇用の場の確保の関係としては、宍粟市ならではの特色を生かした具体の取り組みとして、大きく四つの視点から考えられると、このように思っています。一つは農業振興、それから二つは林業振興、三つは観光振興、最後の4点目は地域の自立、こういった視点で雇用の場の確保を図る必要があると、このように考えております。

例えますと、農業振興では、播磨の国風土記1300年であります、日本酒発祥の地を生かした酒米の振興であったり、酒造事業の振興、さらにまた農産物の流通ルートの構築などが挙げられると、このように思います。

林業振興では、いわゆる直交の集成材、CLTへの宍粟材の活用など、一つの例であります、林業振興を図っていききたい。

それから、観光面では森林セラピーの推進であったり、氷ノ山のツーリズムの推進、そういったものを通じて観光振興も図っていききたい。

それから、地域の自立という面では、小水力の発電の導入などによって、その地域により将来にわたっての自立した活力を見い出していこうということで、大きくこの4点を考えられますが、それらをうまく結びつける中で活性化を図る必要があると、このように考えております。

いずれにしても、来年度に策定いたします「地方版総合戦略」の中で、いわゆるおっしゃいました刺激が出るような、その中でも宍粟市の特色を生かした人口減少対策の全体像を描いていききたいと、このように思いますので、またいろいろな御意見をいただきたいと、このように思います。

議長（岸本義明君） 8番、西本 諭議員。

8番（西本 諭君） ありがとうございます。私自身は、今年を地方創生元年であると、宍粟市にとってもね、という思いでございます。

この地方版総合戦略の目標を立てる中で、5年間でこれはもうやり切ったというものを是非市長のもと、一つでも二つでもやり切ることが大事やないかという考えがありますので、是非頑張ってくださいということでございます。

以上です。

議長（岸本義明君） 以上で、8番、西本 諭議員の質疑を終わります。

以上で、通告に基づく予算質疑は終わりました。

ただいま議題となっております第38号議案から第48号議案までの11議案は、予算決算常任委員会に付託いたします。

#### 日程第25 請願第1号

議長（岸本義明君） 日程第25、請願第1号、「ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度の創設と身体障がい者福祉法上の肝疾患に係る障がい認定の基準の緩和を求める意見書」の提出を求める請願を議題といたします。

本請願は、去る3月2日の本会議で、民生生活常任委員会に付託していたものであります。

民生生活常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

民生生活常任委員長、4番、伊藤一郎議員。

民生生活常任委員長（伊藤一郎君） 平成27年3月2日に審査付託のありました、請願第1号、「ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度の創設と身体障害者福祉法上の肝疾患に係る障害認定の基準の緩和を求める意見書」の提出を求める請願については、3月5日に第18回民生生活常任委員会を招集して、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

この請願につきましては、ウイルス性肝炎患者に対しては、国の法的責任が明確になっているが、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成制度はあるものの、助成の対象となっている治療法が限定されており、対象から外れている患者は、高額な医療費負担で生活に困難を来しています。また、身体障害者福祉法上の肝疾患は障害認定基準が極めて厳しい実態であることがある。これらのことからウイルス性肝硬変、肝がんに係る医療費助成制度の創設と身体障害者福祉法上の障害認定基準の緩和について意見書を提出してほしいというものであり、審査の結果、全会一致で採択すべきものと決しました。

議長（岸本義明君） 民生生活常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 質疑なしと認めます。

以上で、質疑は終わります。

これより、討論を行います。本請願に関しましては発言通告が出ておりませんので、これで討論を終了したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

これより採決を行います。

本請願に対する委員長報告は、採択であります。

お諮りします。

請願第1号について、委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

請願第1号は採択となりました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、3月25日、午前9時30分から開会いたします。

本日は、これで散会いたします。

御苦労さまでした。

(午後 3時10分 散会)